

袋井市第3次障がい者計画

平成30年度～平成35(2023)年度



平成30年3月
袋 井 市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 法令等改正の動き.....	2
3 計画の性格・位置付け.....	4
4 計画の対象.....	5
5 計画の期間.....	6
6 基本理念.....	6
7 基本目標.....	7
第2章 障がいのある人を取り巻く環境.....	9
1 障がいのある人を取り巻く状況.....	9
2 障がいのある人の状況.....	11
3 身体障がいのある人の状況.....	12
4 知的障がいのある人の状況.....	16
5 精神障がいのある人の状況.....	19
6 アンケート調査結果.....	21
7 前回計画の評価.....	33
第3章 基本計画.....	39
計画の体系.....	39
施策の展開.....	40
重点的な取り組み.....	45
1 共生する地域づくり（啓発・広報）.....	47
2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）.....	54
3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）.....	61
4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）.....	63
5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）.....	66
6 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）.....	70
7 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）.....	74

第4章 計画の推進体制.....	78
1 計画を推進するための各々の役割.....	78
2 計画の進行管理と評価.....	79
資料編.....	83
1 袋井市障がい者計画策定経過.....	83
2 袋井市障害者計画推進協議会設置要綱.....	84
3 袋井市障害者計画推進協議会委員名簿.....	86
4 用語解説.....	87



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのあるすべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国では、平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たった支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

本市では、平成 25 年 3 月に「袋井市第 2 次障害者計画」、平成 27 年 3 月に「袋井市第 4 期障害福祉計画」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるようさまざまな支援を行ってきました。「袋井市第 2 次障害者計画」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を計画的に推進するため、新たに平成 30 年度を初年度とした「袋井市第 3 次障がい者計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第1章

第2章

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標 7

第4章

資料編

また、本計画の策定と併せて、「障害者総合支援法」に基づいた「袋井市第5期障がい福祉計画」と「児童福祉法」の改正により新たに策定することとなった「袋井市第1期障がい児福祉計画」を策定しており、本計画と整合を図った計画とします。

2 法令等改正の動き

(1) 障がい者の権利に関する条約の批准

平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、さまざまな国内法の整備が進められた結果、平成26年1月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、平成25年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がい者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されています。

(3) 児童福祉法の改正

平成24年の児童福祉法等の改正により、それまで「障害者自立支援法（当時）」と「児童福祉法」に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」を策定することになっています。

(4) 障害者虐待防止法の施行

深刻化している家庭や施設での障がいのある人に対する虐待を防ぐため、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に、自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正施行され、障がい者の定義に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(7) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布され、平成28年4月に施行されました。

この法律では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(8) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

(9) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

3 計画の性格・位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」との整合を図るとともに、「袋井市総合計画」、「袋井市地域福祉推進計画」、「袋井市長寿しあわせ計画」、「袋井市健康づくり計画」等、本市の関連計画や国の「障害者基本計画」、県の「ふじのくに障害者しあわせプラン」等の計画と整合を図りつつ策定し、推進します。

袋井市障がい者計画

◎根拠法令

障害者基本法（第11条第3項）

◎位置付け

障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画

◎計画期間

第1次：平成19年度～平成23年度
（5か年）

第2次：平成24年度～平成29年度
（6か年）

第3次：平成30年度～平成35年度
（6か年）

袋井市障がい福祉計画等

◎根拠法令

障害者総合支援法（第88条）

児童福祉法（第33条）

◎位置付け

障害福祉サービス等の確保に関する計画

◎計画期間

3年を1期とする（第1期は2年間）

第1期：平成19年度～平成20年度

第2期：平成21年度～平成23年度

第3期：平成24年度～平成26年度

第4期：平成27年度～平成29年度

第5期：平成30年度～平成32年度

（第1期障がい児福祉計画）

：平成30年度～平成32年度

4 計画の対象

本計画は、障がいのある人を中心に、介助者、援助者、ボランティア、地域住民などすべての人を対象者とします。

障がいのある人とは、障害者基本法によって定義されている「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」、また、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」をいい、療育の必要な乳幼児、児童・生徒、発達障がいのある人、自立支援医療費の支給を受けている人、難病患者など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を含みます。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から 35 年度までの6年間を計画期間とし、社会経済情勢や障害者総合支援法の改正に伴う状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
障がい者 計画	第2次（6か年）						第3次（6か年）					
障がい福祉 計画	第3期		第4期			第5期			第6期			
障がい児 福祉計画							第1期			第2期		

6 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、同じように生活し、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念と障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、持てる能力を日常生活において最大限に発揮しながら、その人らしく生活できる共生社会を目指して、各種施策を展開するものです。

そのため、基本理念を

**「共に 認め合い 支え合い
生活できる共生社会を目指して」**

とします。

7 基本目標

基本理念の実現に向け、具体的な方向性を示すものとして、7つの基本目標を設定します。

(1) 共生する地域づくり（啓発・広報）

障がいのある人とない人との相互理解のため、障がいへの正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障がいのある人との交流活動や福祉教育、地域福祉活動等を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

地域で安心して生活を送るため、障がいの種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援と情報提供の充実を図ります。

(3) 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

障がいのある人が生涯を通じた健康づくりや自立した生活を送ることができるよう、各種検診や健康相談を実施するとともに、経済的な支援として医療費の助成を行うなど、引き続き支援を行います。

(4) 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

(5) 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり（療育・保育・教育）

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、早期の発達・療育支援や児童の特性に合った指導を行うとともに、保育・教育環境を充実し、切れ目のない支援の仕組みづくりを行います。

(6) 地域での参加を促がす環境づくり (生涯学習・コミュニケーション)

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、生涯学習活動やスポーツ活動等を推進するとともに、意思疎通支援の強化を図ります。

(7) すべての人にやさしいまちづくり (生活環境)

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、すべての人にやさしいまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が災害時等の緊急時に安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取り組みを強化します。



第2章

障がいのある人を取り巻く環境

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 年齢別3区分別人口の推移

人口総数は、平成24年度から微増しており、平成28年度では87,557人となっています。

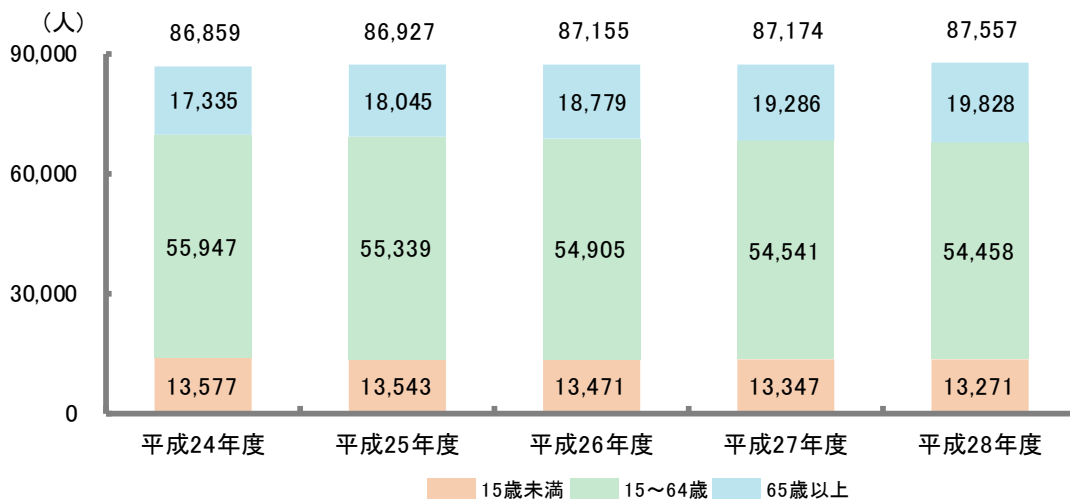
年齢別の3区分をみると、0～14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口はやや減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。

年齢別3区分別人口の推移

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	86,859	86,927	87,155	87,174	87,557
15歳未満	13,577	13,543	13,471	13,347	13,271
15～64歳	55,947	55,339	54,905	54,541	54,458
65歳以上	17,335	18,045	18,779	19,286	19,828

資料：住民基本台帳登録人口＋外国人登録人口（各年度末）



第1章

第2章

第3章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

基本目標7

第4章

資料編

(2) 世帯総数、一世帯当たり人口の推移

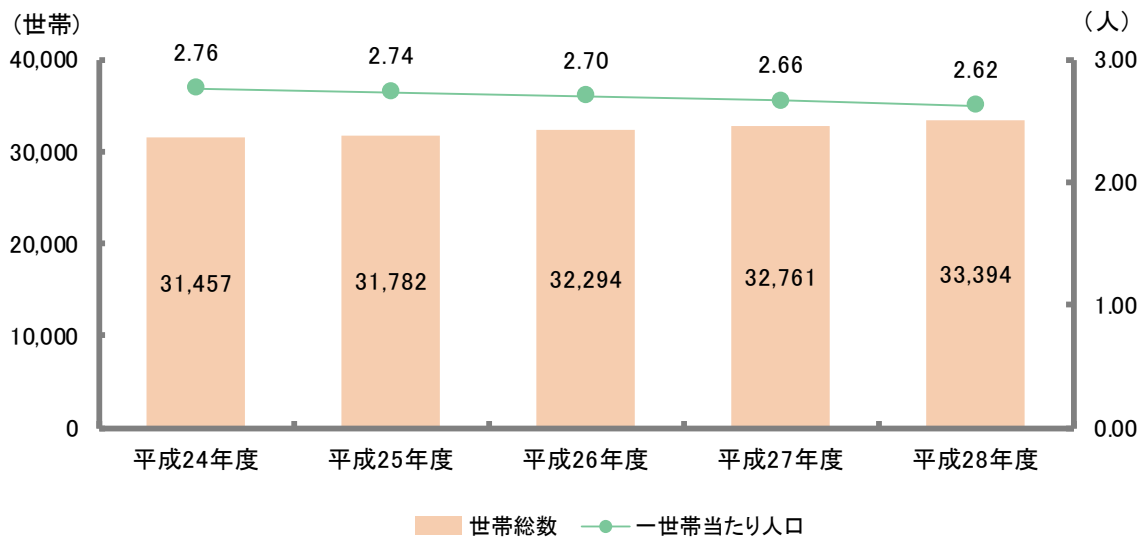
世帯総数は、平成24年度から増加しており、平成28年度では33,394世帯となっています。

一方、一世帯当たり人口は減少しており、平成28年度では2.62人となっています。

世帯総数、一世帯当たり人口の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯総数	31,457	31,782	32,294	32,761	33,394
人口総数	86,859	86,927	87,155	87,174	87,557
一世帯当たり人口	2.76	2.74	2.70	2.66	2.62

資料：住民基本台帳登録人口＋外国人登録人口（各年度末）



2 障がいのある人の状況

平成 28 年度の障害者手帳交付者総数は 3,245 人となっています。

内訳は、身体障害者手帳交付者数は 2,172 人、療育手帳交付者数は 706 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 367 人となっています。

なお、人口総数に対する比率は 3.71%となっており、平成 26 年度をピークに減少しています。

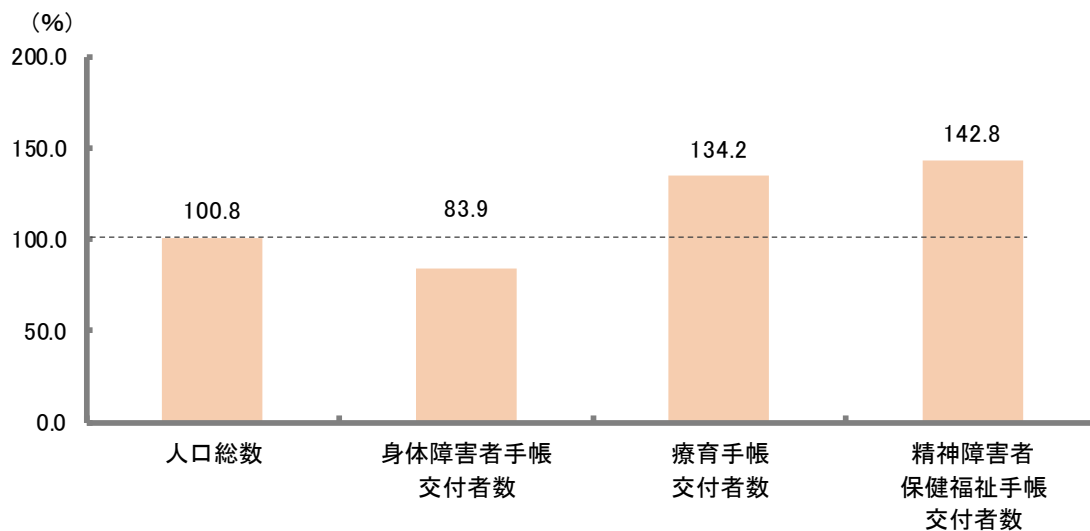
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 24 年度との比較
人口総数	86,859	86,927	87,155	87,174	87,557	100.8
身体障害者手帳交付者数	2,590	2,597	2,640	2,417	2,172	83.9
療育手帳交付者数	526	536	571	662	706	134.2
精神障害者保健福祉手帳交付者数	257	284	334	330	367	142.8
障害者手帳交付者総数	3,373	3,417	3,545	3,409	3,245	96.2
人口総数に対する比率	3.88%	3.93%	4.07%	3.91%	3.71%	95.6

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口＋外国人登録人口（各年度末）
身体障害者手帳等交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

※平成 27 年度、28 年度の身体書害者手帳交付者数については、マイナンバー制度の開始や静岡県との台帳照会により、台帳の精査を行い数値の見直しを実施

平成 28 年度の人口及び各手帳交付者数の伸び率（平成 24 年度との比較）



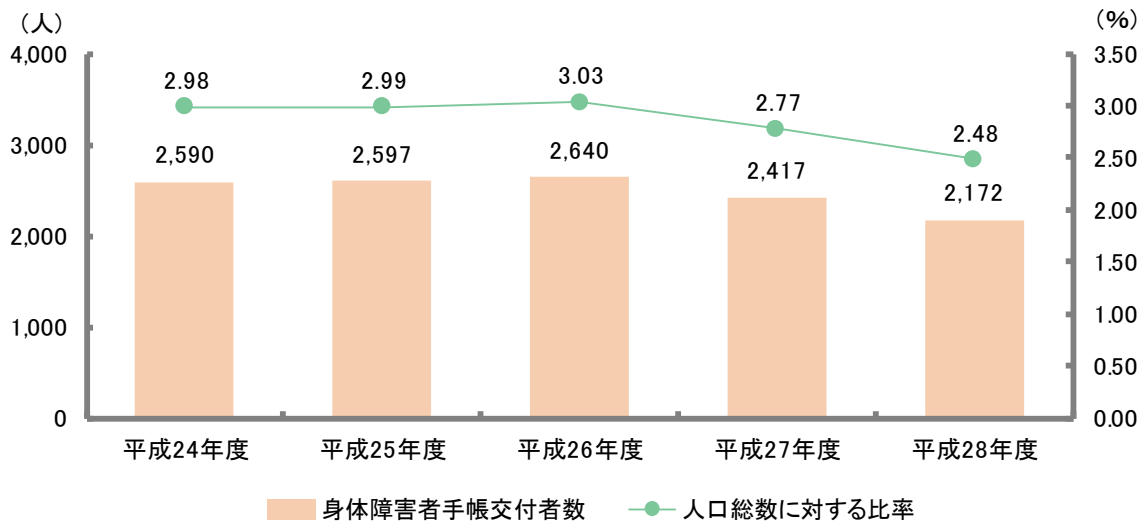
3 身体障がいのある人の状況

平成28年度の身体障害者手帳交付者の等級別の人数と割合は、1級が750人（34.5%）と最も多く、次いで4級が512人（23.6%）、2級が330人（15.2%）、3級が325人（15.0%）などとなっています。

身体障害者手帳交付者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口総数	86,859	86,927	87,155	87,174	87,557
身体障害者手帳交付者数	2,590	2,597	2,640	2,417	2,172
人口総数に対する比率	2.98%	2.99%	3.03%	2.77%	2.48%

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度末）
 身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）



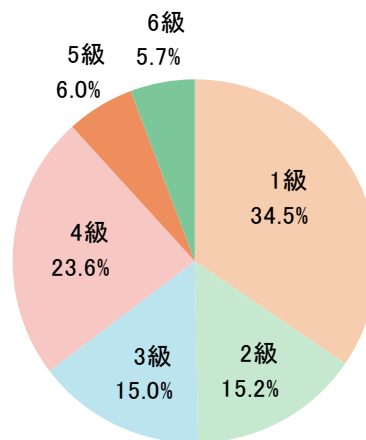
身体障害者手帳交付者数の推移 等級別

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	845	838	869	800	750
2級	387	384	391	364	330
3級	429	435	436	378	325
4級	612	622	622	576	512
5級	161	160	160	146	131
6級	156	158	162	153	124
合計	2,590	2,597	2,640	2,417	2,172

資料：身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

身体障害者手帳交付者数 等級別の割合（平成28年度）



平成 28 年度の身体障害者手帳交付者の障がいの種類別の人数と割合は、肢体不自由が 1,145 人（52.7%）と最も多く、次いで内部障害が 688 人（31.7%）、聴覚・平衡機能障害が 174 人（8.0%）などとなっています。

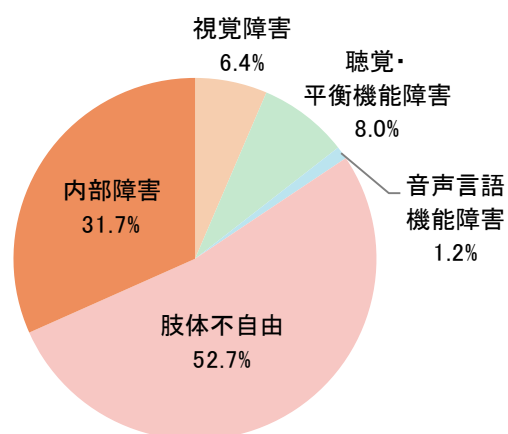
身体障害者手帳交付者数の推移 障がいの種類別

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障害	153	158	157	149	140
聴覚・平衡機能障害	208	214	221	210	174
音声言語機能障害	32	34	35	32	25
肢体不自由	1,432	1,420	1,428	1,292	1,145
内部障害	765	771	799	734	688
合計	2,590	2,597	2,640	2,417	2,172

資料：身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

身体障害者手帳交付者数 障がいの種類の割合（平成 28 年度）



平成28年度の身体障害者手帳交付者の年齢別の人数と割合は、65歳以上が1,441人(66.3%)と最も多く、次いで18～64歳が675人(31.1%)、0～17歳が56人(2.6%)となっています。

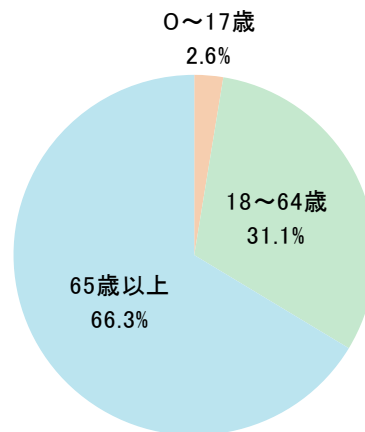
身体障害者手帳交付者数の推移 年齢別

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0～17歳	68	64	86	67	56
18～64歳	767	790	783	754	675
65歳以上	1,755	1,743	1,771	1,596	1,441
合計	2,590	2,597	2,640	2,417	2,172

資料：身体障害者手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

身体障害者手帳交付者数 年齢別の割合（平成28年度）



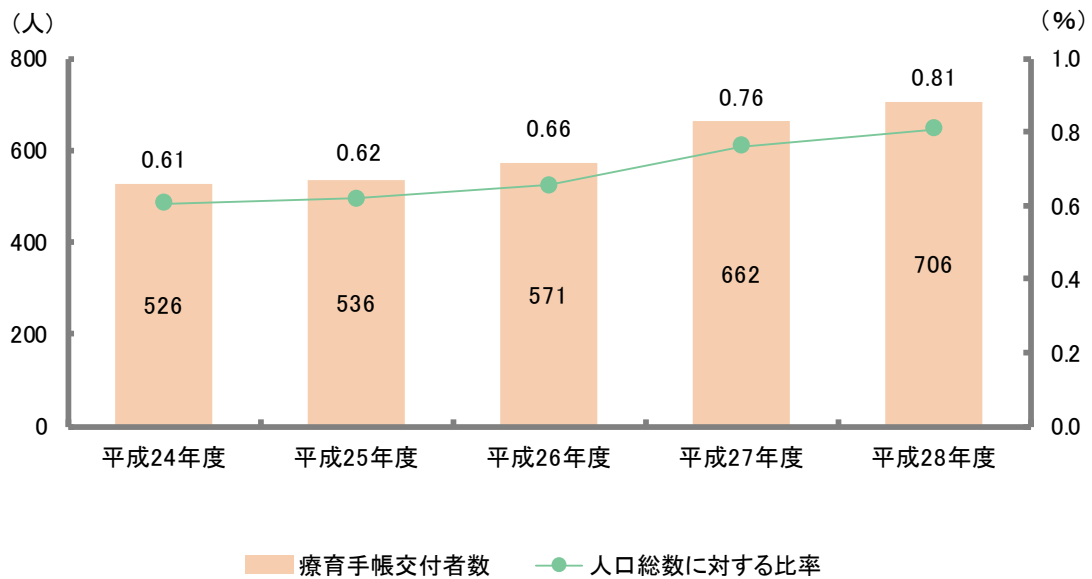
4 知的障がいのある人の状況

平成 28 年度の療育手帳交付者の等級別の人数と割合は、Aが 229 人 (32.4%)、Bが 477 人 (67.6%) となっています。

療育手帳交付者数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人口総数	86,859	86,927	87,155	87,174	87,557
療育手帳交付者数	526	536	571	662	706
人口総数に対する比率	0.61%	0.62%	0.66%	0.76%	0.81%

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口+外国人登録人口（各年度末）
療育手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）



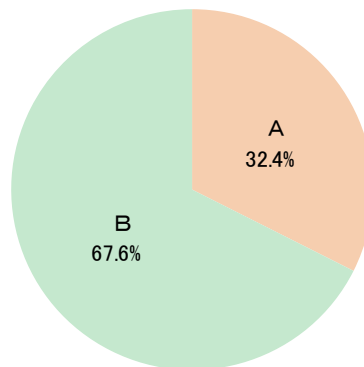
療育手帳交付者数の推移 等級別

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A	168	177	183	223	229
B	358	359	388	439	477
合計	526	536	571	662	706

資料：育手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

療育手帳交付者数 等級別の割合（平成28年度）



平成 28 年度の療育手帳交付者の年齢別の人数と割合は、18 歳未満が 197 人（27.9%）、18 歳以上が 509 人（72.1%）となっています。

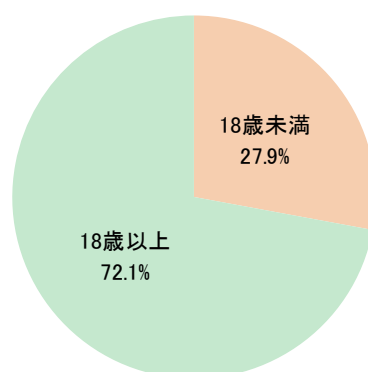
療育手帳交付者数の推移 年齢別

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	139	144	149	166	197
18 歳以上	387	392	422	496	509
合計	526	536	571	662	706

資料：育手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

療育手帳交付者数 年齢別の割合（平成 28 年度）



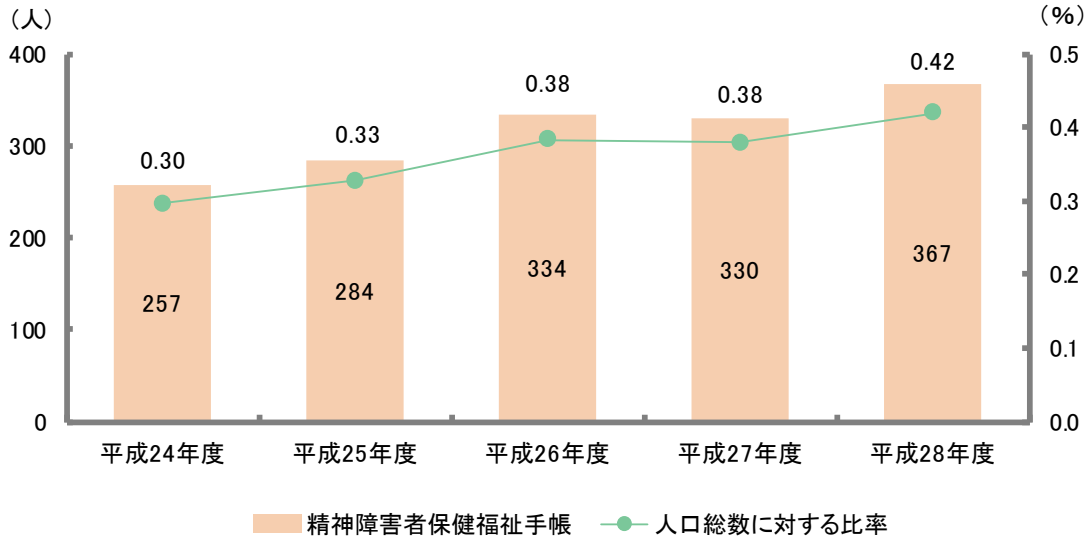
5 精神障がいのある人の状況

平成28年度の精神障害者保健福祉手帳交付者の等級別人数と割合は、2級が214人(58.3%)、3級が111人(30.2%)、1級が42人(11.4%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口総数	86,859	86,927	87,155	87,174	87,557
精神障害者保健福祉手帳	257	284	334	330	367
人口総数に対する比率	0.30%	0.33%	0.38%	0.38%	0.42%

資料：人口総数 住民基本台帳登録人口＋外国人登録人口（各年度末）
精神障害者保健福祉手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）



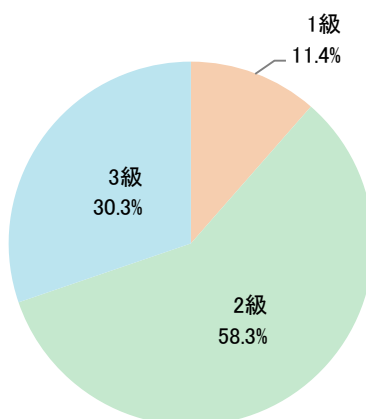
精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 等級別

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	29	30	34	36	42
2 級	159	167	190	187	214
3 級	69	87	110	107	111
合計	257	284	334	330	367

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数 しあわせ推進課（各年度末）

精神障害者保健福祉手帳交付者数 等級別の割合（平成 28 年度）



6 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査目的

本調査は、障がい者計画策定のための基礎調査として実施したものです。

② 調査対象

袋井市の所管する身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出

③ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者手帳所持者	1,500 通	806 通	53.7%

(2) 市民アンケート調査結果

① 現在の悩み事について

現在の悩み事について、所持している手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「健康や身体のこと」の割合が高く、4割を超えています。また、精神障害者保健福祉手帳では、「自分の老後のこと」の割合が高く、約4割となっています。

現在の悩み事について

単位：%

区分	有効回答数(件)	健康や身体のこと	自分の老後のこと	お金のこと	災害時の安全の確保	就職や仕事のこと	親の老後のこと	家庭のこと	人間関係のこと
身体障害者手帳	629	46.1	37.8	23.5	17.3	4.9	6.0	10.0	6.0
療育手帳	158	25.3	35.4	15.8	10.8	25.3	18.4	7.6	13.3
精神障害者保健福祉手帳	245	38.8	40.8	33.1	13.1	19.6	13.1	10.6	11.4
全体	806	42.7	37.8	23.8	15.5	10.2	9.4	9.3	7.9

区分	福祉制度の変化への対応	福祉・保健サービスの利用	恋愛や結婚のこと	進学や学校のこと	住まいの確保	子育てや子どもの教育のこと	その他	ない	無回答
身体障害者手帳	6.0	5.4	1.4	1.1	2.1	1.4	1.1	8.7	15.9
療育手帳	2.5	5.7	10.8	13.3	1.3	2.5	1.9	12.0	10.1
精神障害者保健福祉手帳	5.3	5.3	4.1	5.3	4.1	3.7	2.0	4.1	11.8
全体	5.5	5.0	3.3	3.2	2.5	1.9	1.4	9.2	14.1

② 困った時の相談先について

困った時の相談先について、全体では、「家族・親族」の割合が高く、約8割となっています。所持している手帳別で見ると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「病院・診療所など」の割合が高く、約3割となっています。また、療育手帳で「学校・教師」「相談支援事業所」「福祉施設の職員」「職場の上司や仲間」の割合が高くなっています。

困った時の相談先について

単位：%

区分	有効回答数(件)	家族・親族	友人や知人	病院・診療所など	市の福祉・保健・医療の窓口	福祉施設の職員	相談支援事業所	ホームヘルパーや訪問看護師	職場の上司や仲間
身体障害者手帳	629	78.5	32.1	23.8	19.7	8.6	5.2	5.2	1.7
療育手帳	158	74.7	24.1	5.1	15.8	29.1	15.8	—	15.8
精神障害者保健福祉手帳	245	77.1	26.9	28.2	20.8	17.6	7.3	6.9	5.7
全体	806	78.7	30.3	22.6	19.2	12.4	6.3	5.0	4.2

区分	学校・教師	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	障がい者相談員	県の保健所・健康福祉センターの窓口	障がい者団体	ボランティア	その他	無回答
身体障害者手帳	0.8	4.0	4.0	2.7	1.0	0.5	0.3	2.2	8.3
療育手帳	17.7	3.2	2.5	7.0	0.6	1.9	—	4.4	5.1
精神障害者保健福祉手帳	6.1	4.5	3.3	3.7	0.8	1.2	0.4	2.9	5.7
全体	3.8	3.6	3.5	3.3	1.0	0.9	0.2	2.5	6.8

③ 情報の入手手段について

情報の入手手段について、所持している手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「新聞・雑誌」「テレビ・ラジオ」「県・市の広報紙・パンフレット」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「学校・職場・福祉施設」「障がい者相談員」の割合が高くなっています。

情報の入手手段について

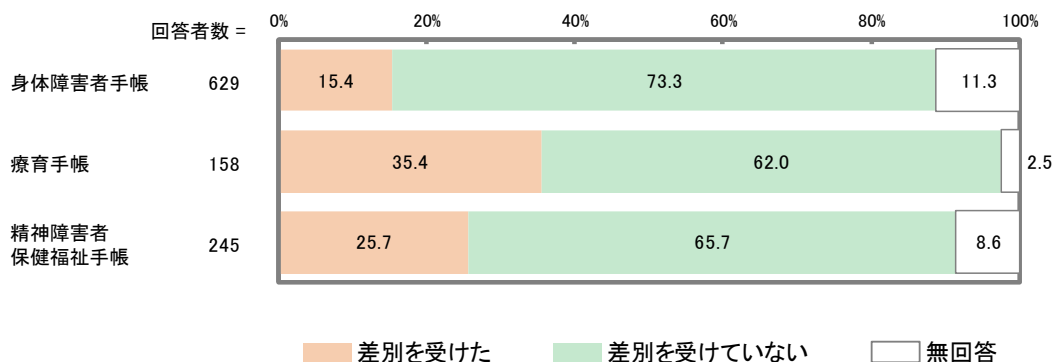
単位：％

区分	有効回答数(件)	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	家族・友人・知人	県・市の広報紙・パンフレット	インターネット	学校・職場・福祉施設	病院・診療所	所属している団体の会合や会報	市の福祉・保健・医療の窓口	ホームヘルパーや訪問看護師	障がい者相談員	民生委員・児童委員	県の保健所・健康福祉センターの窓口	その他	無回答
身体障害者手帳	629	78.5	57.9	47.1	30.5	17.2	8.6	14.9	8.6	7.8	4.8	3.0	1.7	0.5	0.8	6.8
療育手帳	158	60.1	31.6	48.7	15.2	21.5	46.2	9.5	4.4	8.2	1.9	12.0	1.3	0.6	2.5	5.1
精神障害者 保健福祉手帳	245	67.8	40.8	43.7	20.4	20.8	23.7	19.2	6.5	9.0	4.5	5.7	2.0	1.2	2.0	8.6
全体	806	75.3	52.2	47.3	27.4	18.9	15.5	15.0	7.9	7.8	4.5	4.2	1.7	0.7	1.2	6.2

④ 障がいの差別の状況について

障がいを理由に差別を受けた経験の有無について、所持している手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「差別を受けていない」の割合が高く、約7割となっています。また、療育手帳で「差別を受けた」の割合が高く、3割を超えています。

障がいを理由に差別を受けた経験の有無



どのような差別を受けたかについて、全体では、「外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった」の割合が高く、5割を超えています。所持している手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「建物や道路、交通機関などの利用が不便」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「近所づきあい、人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。

どのような差別を受けたか

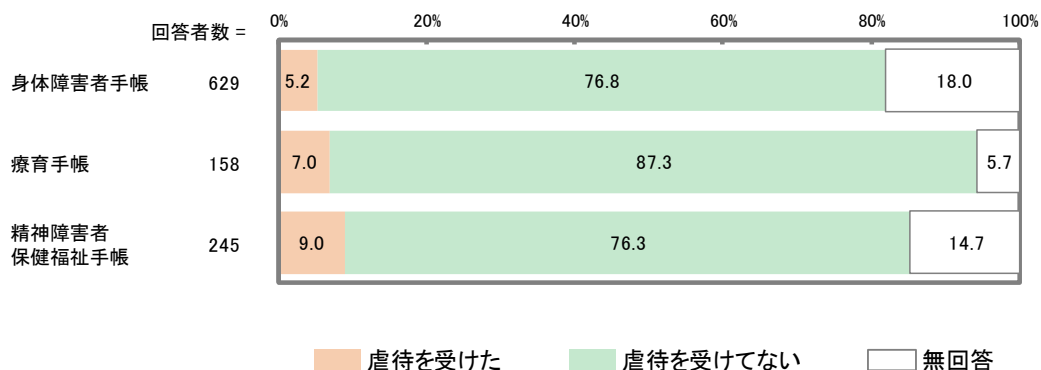
単位：％

区分	有効回答数（件）	外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった	建物や道路、交通機関などの利用が不便	近所づきあい、人間関係がうまくいかない	雇用・就労の機会が少ない	必要な情報が得られない	仕事での待遇（給与、昇給、職場環境）に差をつけられた	お店やサービスなどの利用を断られた	その他	無回答
身体障害者手帳	97	49.5	36.1	25.8	20.6	15.5	14.4	4.1	12.4	3.1
療育手帳	56	66.1	23.2	26.8	23.2	16.1	10.7	5.4	8.9	1.8
精神障害者保健福祉手帳	63	61.9	22.2	33.3	23.8	15.9	15.9	3.2	14.3	4.8
全体	148	56.8	29.7	29.1	25.7	16.9	14.2	4.1	11.5	2.0

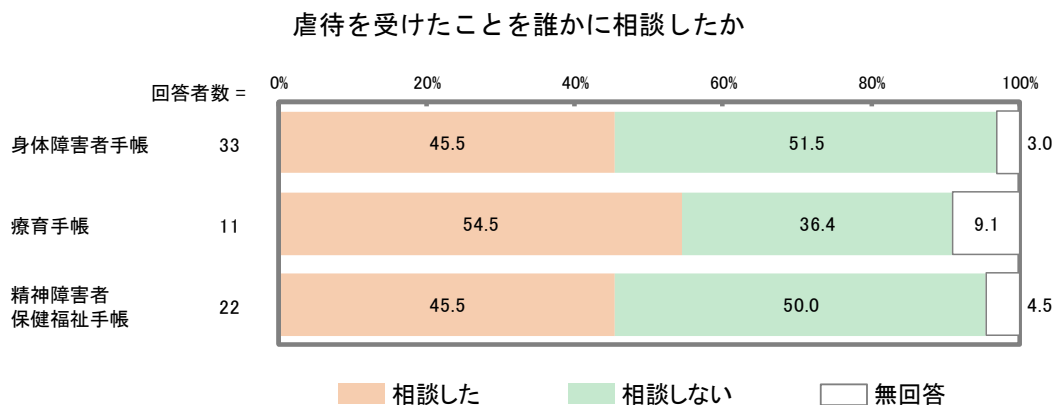
⑤ 虐待の状況について

虐待を受けた経験の有無について、全体では、「虐待を受けた」の割合が6.4%となっています。所持している手帳別で見ると、他に比べ、療育手帳で「虐待を受けてない」の割合が高く、約9割となっています。

虐待を受けた経験の有無

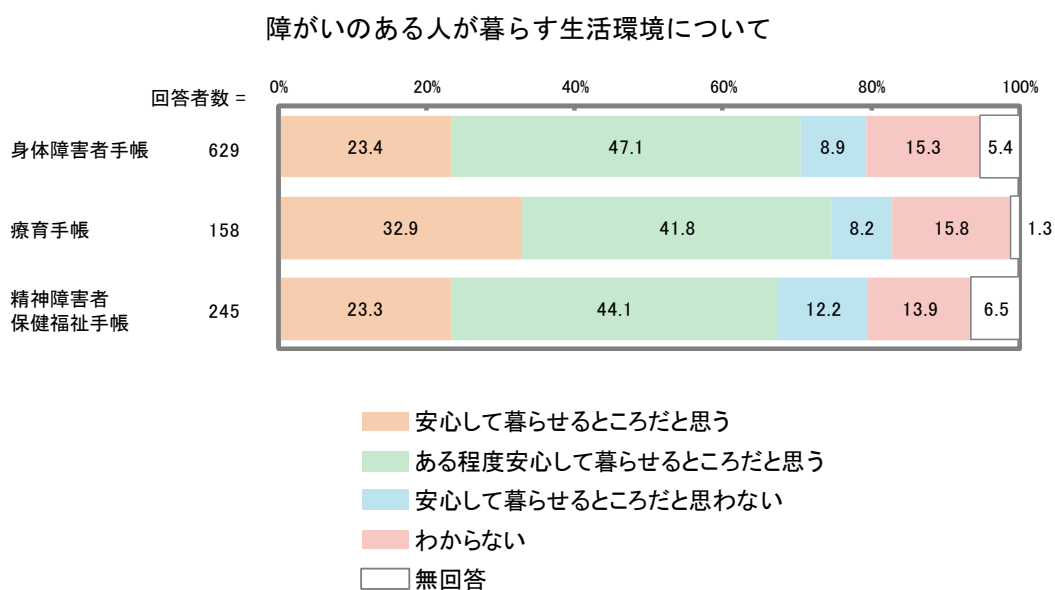


虐待を受けたことを誰かに相談したかについて、全体では「相談した」の割合が4割を超えています。所持している手帳別で見ると、他に比べ、療育手帳で「相談した」の割合が高く、5割を超えています。



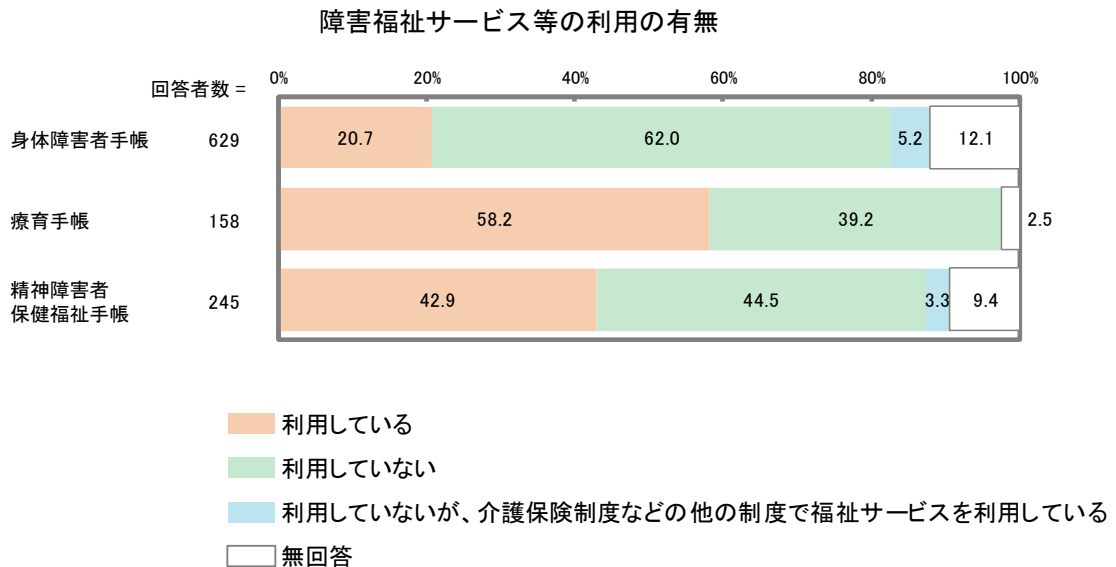
⑥ 障がいのある人が暮らす生活環境について

障がいのある人が暮らす生活環境について、「安心して暮らせるところだと思う」と「ある程度安心して暮らせるところだと思う」の割合が約7割と高くなっています。

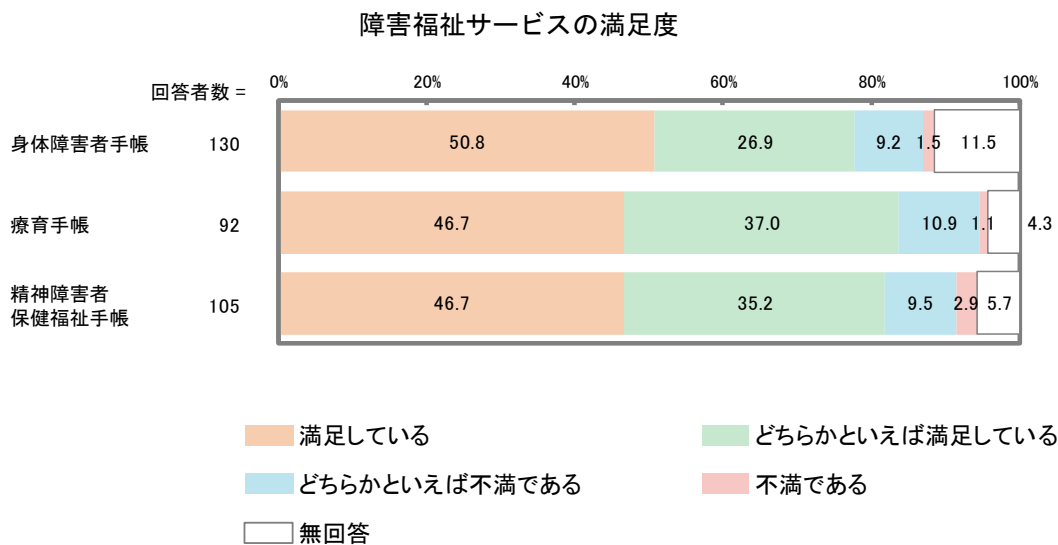


⑦ 障害福祉サービスの満足度

障害福祉サービス等の利用の有無について、所持している手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「利用している」の割合が高く、約6割となっています。また、身体障害者手帳で「利用していない」の割合が高く、約6割となっています。

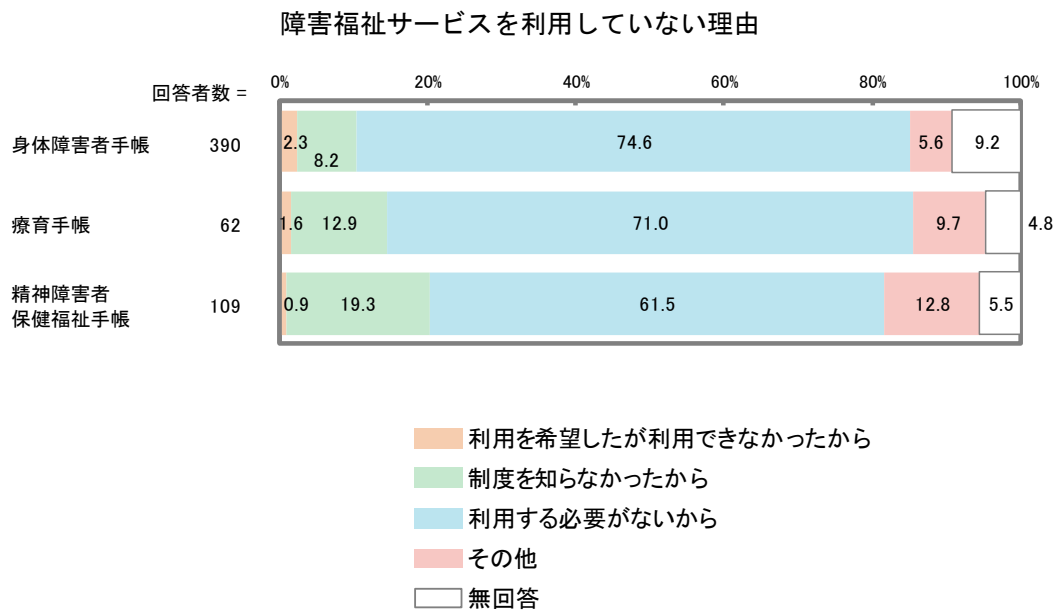


障害福祉サービスの満足度について、全体では、「満足している」「どちらかといえば満足している」の割合が約8割と高くなっています。所持している手帳別でみると、大きな差異はみられません。



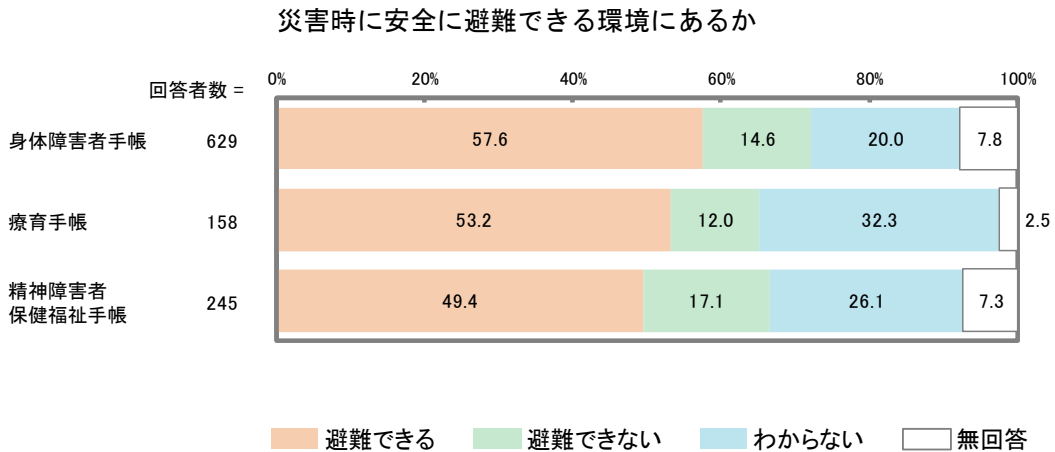
⑧ 障害福祉サービスを利用していない理由

障害福祉サービスを利用していない理由について、所持している手帳別で見ると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「制度を知らなかったから」の割合が高く、約2割となっています。



⑨ 災害時の避難の状況について

災害時に安全に避難できる環境にあるかについて、所持している手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「避難できる」の割合が高く、約6割となっています。



避難できない理由について、所持している手帳別で見ると、他に比べ、療育手帳で「緊急時という判断ができないため」の割合が高く、約6割となっています。また、身体障害者手帳で「避難場所が遠いため」の割合が高く、4割を超えています。

避難できない理由

単位：％

区分	有効回答数(件)	避難場所が遠いため	介助者が近くにいないため	避難を支援してくれ 人が決まってい ないため	緊急時という判断 ができないため	緊急時の情報を得 る 手段がないため	避難場所がわから ないため	その他	無回答
身体障害者手帳	92	45.7	31.5	32.6	17.4	16.3	14.1	16.3	4.3
療育手帳	19	15.8	31.6	21.1	63.2	21.1	15.8	21.1	—
精神障害者 保健福祉手帳	42	38.1	31.0	35.7	35.7	16.7	4.8	19.0	—
全体	109	43.1	31.2	29.4	22.9	18.3	13.8	18.3	3.7

⑩ 災害時の避難体制について

災害時の避難体制について、全体では、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」の割合が高く、5割を超えています。所持している手帳別で見ると、他に比べ、療育手帳で「緊急時に避難を介助してくれる人を増やす」「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」「避難所生活においてプライバシーを守る対策をとる」の割合が高くなっています。

災害時の避難体制について

単位：％

区分	有効回答数(件)	障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する	避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制を整備する	避難生活の健康管理のために医師、看護師等を確保する	緊急時に避難を介助してくれる人を増やす	避難所生活においてプライバシーを守る対策をとる	医薬品、車いすなどを必要とする人に確実に提供する	人工透析や在宅酸素などの専門的な医療を受けられるようにする	手話通訳やガイドヘルパーなどを確保する	その他	無回答
身体障害者手帳	629	52.3	41.8	35.9	27.2	26.2	25.4	14.9	3.3	1.1	13.7
療育手帳	158	69.6	47.5	28.5	41.1	38.6	10.1	4.4	0.6	0.6	8.2
精神障害者 保健福祉手帳	245	58.4	43.7	31.8	26.5	26.9	23.7	7.8	1.6	0.4	13.5
全体	806	54.6	43.4	34.6	29.4	29.4	24.3	12.0	2.7	1.0	12.4

⑪ 保護者の希望する住まいで暮らすために必要なこと

保護者の希望する住まいで暮らすために必要なことについて、所持している手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「ホームヘルプサービスが身近にあること」「日常生活を支えてくれる方の存在」「日常生活について相談できる方の存在」「就労に対する支援」「成年後見人がいること」「障がいのある方や高齢の方のための入所型の福祉施設が身近にあること」「利用できるグループホームが身近にあること」の割合が高くなっています。

保護者の希望する住まいで暮らすために必要なことについて

単位：％

区分	有効回答数(件)	日常生活を支えてくれる方の存在	日常生活について相談できる方の存在	障がいのある方や高齢の方のための入所型の福祉施設が身近にあること	金銭的な援助	ホームヘルプサービスが身近にあること	利用できるグループホームが身近にあること	就労に対する支援	成年後見人がいること	その他	無回答
身体障害者手帳	629	21.6	17.0	18.4	14.5	13.7	7.5	3.3	2.2	2.4	49.1
療育手帳	158	61.4	45.6	37.3	26.6	20.3	24.7	29.1	15.8	1.3	12.0
精神障害者 保健福祉手帳	245	34.3	34.3	23.3	26.5	15.5	11.0	17.1	5.3	2.9	35.5
全体	806	27.9	22.8	20.3	17.2	14.1	10.4	9.2	4.1	2.2	43.9

⑫ 行政に力を入れてほしいこと

行政に力を入れてほしいことについて、全体では、「年金・手当などの所得保障の充実」の割合が高く、所持している手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「障がいのある人の働く場の確保」「生活、訓練の場として必要な福祉施設の整備」の割合が高くなっています。

行政に力を入れてほしいこと

単位：%

区分	有効回答数(件)	年金・手当などの所得保障の充実	医療費の負担軽減	障がいのある人に対する理解を深めるための啓発	障がいに応じた多様な治療やリハビリの機会の充実	障がいのある人のための災害対策の積極的推進	障がいのある人の働く場の確保	建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進	ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの充実	相談支援体制の充実	家族が休養できるような施策の充実	障がいのある人への職業紹介の充実
身体障害者手帳	629	48.0	44.4	28.5	25.1	21.0	13.7	22.6	16.1	13.2	13.8	8.6
療育手帳	158	41.8	29.1	45.6	13.9	24.7	41.1	8.9	13.9	15.2	13.3	18.4
精神障害者保健福祉手帳	245	47.3	39.6	42.0	22.0	20.8	27.8	14.3	16.7	16.3	14.7	14.7
全体	806	47.5	42.3	32.6	21.8	20.8	20.2	19.9	15.3	14.1	13.8	11.5

区分	生活、訓練の場として必要な福祉施設の整備	障がいのある人の権利や財産を守ることを支援する機会の充実	安全でバリアのない住まいの確保	障がいの早期発見・早期療育の充実	福祉、趣味・娯楽などの情報提供の充実	ボランティアの育成	能力に応じた職業訓練の実施	スポーツ・文化・レクリエーション活動に対する施策の充実	教育施策の充実	その他	無回答
身体障害者手帳	9.9	7.9	11.4	7.3	7.9	7.0	4.9	4.9	3.3	3.2	13.7
療育手帳	20.3	20.3	5.7	17.7	10.1	10.1	12.7	5.7	3.2	5.1	10.8
精神障害者保健福祉手帳	12.7	15.5	7.3	15.9	9.0	5.3	11.0	6.1	3.3	2.9	10.2
全体	11.4	10.9	10.5	9.6	8.6	7.6	7.2	5.3	3.3	3.2	12.7

7 前回計画の評価

(1) 共生する地域づくり（啓発・広報）

「福祉ガイドブックを更新する。また、広報ふくろい・市ホームページにより啓発する」については、障がいのある人に対する理解を深める広報や啓発活動として計画どおり行っており、引き続き、積極的に広報や啓発を行う必要があります。

要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワークの構築を図る」については、計画の30か所を大きく上回り54か所の組織が立ち上がり見守り活動を実施しています。現在、多くが高齢者主体の見守りとなっているため、障がいのある人も対象となるよう周知が必要となります。

「ボランティア登録制度を社会福祉協議会と連携して推進する」については、平成26年度の2,101人をピークに、その後年々減少しており、ボランティア連絡協議会等と連携して、ボランティアの啓発や交流の場づくりに努めていく必要があります。

「点訳・手話等奉仕員養成講習会の受講を促進する」については、平成28年度が20人で計画の20人を達成しており、引き続き、各種講習会等の充実に努める必要があります。

【主な指標の達成状況】

項目	計画策定時 (平成23年度)	現状値 (平成28年度)	目標値
福祉ガイドブックを更新する。また、広報ふくろい・市ホームページにより啓発する。	実施	推進	推進
見守りネットワークの構築を図る。	10か所	54か所	30か所
ボランティア登録制度を社会福祉協議会（社協スマイルボランティア）と連携して推進する。	1,869人	1,885人	2,200人
点訳・手話等奉仕員養成講習会の受講を促進する。	15人	20人	20人

(2) 地域での自立した生活を支援する体制づくり（生活支援）

「地域活動支援センター（精神）の充実する」については、計画どおり設置しており、精神障がいのある人が地域や社会生活への適応性を高め、社会復帰できるよう、引き続き、社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。

「相談支援事業所を整備する」については、市内3か所の相談支援事業所に業務を委託し実施しています。引き続き市と事業所等が連携をとり相談支援を実施することが必要です。

「相談員等研修会を開催する」については、計画どおり年1回実施しており、身体・知的障害者相談員を対象として、研修会や意見交換会を実施し、相談員の質の向上に努めています。相談事業の広報や市ホームページ等による周知を行い、利用を促進することが必要です。

【主な指標の達成状況】

項目	計画策定時 (平成23年度)	現状値 (平成28年度)	目標値
地域活動支援センター（精神）を充実する。	1か所	1か所	1か所
相談支援事業所を整備する。	2か所	3か所	3か所
相談員等研修会を開催する。	1回	1回	1回

(3) 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

「健康教育を身近な公会堂などで開催する」については、地域に出向き、生活習慣病や介護予防について講話や虐待予防を目的にしたベビープログラムの講座を開催するなど、広く知識の普及を図りました。今後も地域の身近な場に出向き、気軽に参加できる体制が必要が必要です。

「自立支援医療」については、身体障がいのある人の更生医療・育成医療において見込みを大幅に上回っており、精神障がいのある人の精神通院においても見込みを大幅に上回っています。引き続き、療養を推進するため、経済的負担の軽減を図る必要があります。

「重度障がい者（児）の医療費の自己負担金の助成」については、ほぼ見込みどおりとなっています。引き続き、経済的負担を軽減し、療養を推進するため、重度障がいのある人へ医療費の一部を助成することが必要です。

【主な指標の達成状況】

項目	計画策定時 (平成23年度)	現状値 (平成28年度)	目標値
子どもから高齢者まで、健康の維持・増進のため、健康教育を身近な公会堂などで開催する。	実施	実施	拡充
身体障がいのある人の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、自立支援医療（更生医療・育成医療）費の給付を行う。	53人	268人	80人
精神障がいのある人の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、自立支援医療（精神通院）費の受付事務を行う。	722人	1,308人	1,020人
重度障がい者（児）の経済的負担を軽減し、療養を推進するため、医療費の自己負担金を助成する。	1,144人	1,310人	1,300人

（4）自立と社会参加に向けた基盤づくり（療育・教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション）

「障がいのある子どもに適切な療育と発達支援、家族支援を療育支援ネットワーク体制の実施」については、平成28年度は年5回療育支援ネットワーク連絡会を開催しました。引き続き、関係機関と連携を図り支援をしていくことが必要です。

「子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を充実し、保育所（園）・幼稚園と連携を図り、早期療育体制を整備する」については、地域における早期療育支援体制の充実に努めています。今後は対象者の状況を把握しながら、各教室の実施体制を整えていくとともに、幼稚園等との連携を図っていく必要があります。

「障がいのある児童・生徒の発達段階やニーズに応じた教育相談体制の整備」については、子ども支援室などと連携して相談に対応するとともに、特別支援教育コーディネーターを配置するなど、引き続き、相談体制を充実することが必要です。

「小・中学校に支援学級等支援員の配置する」については、平成28年度は小学校28人、中学校10人支援員を配置しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要です。

「市職員の障害者雇用率の向上を図る」については、目標値 2.30%に対し、平成 28 年度では 2.16%となっております。今後も引き続き、採用区分に障がい者枠を設けるなど、市職員の雇用機会を拡充する必要があります。

「障害者就業・生活支援センター（ラック）を活用して自立に向けて支援する」については、今後も引き続き、障がいのある人の自立や社会参加の促進に努めるとともに、市ホームページ等で広く周知していく必要があります。

「講演会や研修会に手話通訳者や要約筆記者を派遣する」については、平成 28 年度は手話通訳 226 回、要約筆記 18 回の派遣を行っています。引き続き、聴覚障がいのある人への情報提供のため、市が主催する講演会等に手話通訳者、要約筆記者を派遣するよう周知していくことが必要です。

「障がい者スポーツ教室の開催」については、平成 28 年度は 2 回実施し 30 人が参加しています。今後も引き続き、スポーツ教室を実施し、市内の障がいのある人がスポーツを楽しむことができる機会を提供していくことが必要です。

【主な指標の達成状況】

項目	計画策定時 (平成 23 年度)	現状値 (平成 28 年度)	目標値
障がいのある子どもに適切な療育と発達支援、家族支援を療育支援ネットワーク体制で実施する。	実施	推進 年 5 回	推進
子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を充実し、保育所（園）・幼稚園と連携を図り、早期療育体制を整備する。	仮設置	本設置	本設置
障がいのある児童・生徒の発達段階やニーズに応じた教育相談体制を整備する。	実施	推進	推進
小・中学校に支援学級等支援員を配置する。	全小・中学校	推進 小：28人、中：10人	推進
市職員の障害者雇用率の向上を図る。	2.20%	2.16%	2.30%
障害者就業・生活支援センター（ラック）を活用して自立に向けて支援する。	実施	推進	推進
講演会や研修会に手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	221 人	244 人	250 人
障がい者スポーツ教室を開催する。	2 回（毎年）	2 回 (計 30 人参加)	2 回（毎年）

(5) すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

「バリアフリー化、ユニバーサルデザインを導入する」については、JR袋井駅については、平成26年度に視覚障がいのある人のためのガイドチャイム等を導入し完了しております。また、総合体育館については、ユニバーサルデザインの理念に基づき基本設計を実施しています。今後も、公共施設の改修・新設時にバリアフリー化などを実施していくことが必要です。

「自主運行バスの低床化、補助ステップ等を設置する」については、平成28年度で4台が対応しております。今後も引き続き、利用者が利用しやすい車両へ変更するなど対応していくことが必要です。

「グループホーム、ケアホームの整備」については、知的障がい者向けのグループホームが新規に開設し、目標を達成しています。今後も社会福祉法人等の動向の把握に努めるとともに開設に向けた支援を実施していくことが必要です。

「情報伝達体制を整備する」については、「ネット119」や「ファックス119」など、緊急通報サービスや災害情報が収集できる「メローねっと」等の普及と啓発を実施しており、引き続き、普及と啓発を積極的に実施していくことが必要です。

「緊急通報システムの貸与を促進する」については、平成28年度は6人が設置をしており、引き続き、説明会を開催するなど、制度の周知に努めることが必要です。

「障がいのある人の防災訓練への参加を促す」については、総合防災訓練、地域防災訓練等において、自主防災隊による災害時要支援者の避難訓練を実施しており、引き続き、自主防災隊に要支援者を含めた防災訓練を実施するよう呼びかけを行っていくことが必要です。

「福祉避難所を設置する」については、福祉避難所の指定はないが、社会福祉施設との災害時応援協定を11か所締結するなど、災害時等の避難施設の確保に努めています。今後も必要に応じ災害時応援協定を結ぶとともに、福祉避難所の指定について検討していくことが必要です。

【主な指標の達成状況】

項目	計画策定時 (平成 23 年度)	現状値 (平成 28 年度)	目標値
公共施設のユニバーサルデザインを導入する。	実施	推進	推進
JR袋井駅のユニバーサルデザインを導入する。	実施	平成 26 年度 完了	完了
自主運行バスの低床化、補助ステップ等を設置する。	4 台	4 台	6 台
グループホーム・ケアホームの整備を助成する。	14 か所	16 か所	16 か所
情報伝達体制を整備する。	実施	推進	推進
緊急通報システムの貸与を促進する。	—	推進	推進
障がいのある人の防災訓練への参加を促す。	実施	実施	拡充
福祉避難所を設置する。	—	—	1 か所



第3章

基本計画

計画の体系

基本理念

基本目標（7項目）

基本方針（23項目）

共に認め合い支え合い生活できる共生社会を目指して

1 共生する地域づくり
(啓発・広報)

- (1) 障がいや理由とする差別の解消の推進
- (2) 人権の尊重と権利擁護の促進
- (3) 地域福祉の推進
- (4) 福祉教育等の推進
- (5) 交流機会の拡大

2 地域での生活を支援する体制づくり
(生活支援)

- (1) 総合的な生活支援体制の構築（情報提供・総合相談体制の充実）
- (2) 発達障害のある人への支援
- (3) 精神保健福祉施策の推進
- (4) 難病施策の推進

3 健康で安心できる環境づくり
(保健・医療)

- (1) 健康づくり支援体制の充実
- (2) 適切な治療が受けられる環境づくり

4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり
(雇用・就労)

- (1) 障がいのある人の就労に対する理解促進
- (2) 多様な雇用・就労の促進
- (3) 就労定着支援

5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり
(療育・保育・教育)

- (1) 発達・療育支援環境の充実
- (2) 保育・教育環境の充実
- (3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

6 地域での参加を促す環境づくり
(生涯学習・コミュニケーション)

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 生涯スポーツ活動の推進
- (3) 情報コミュニケーション支援の充実

7 すべての人にやさしいまちづくり
(生活環境)

- (1) 生活環境の整備
- (2) 住環境の整備
- (3) 防災・防犯対策の充実（災害時の避難体制）

第1章

第2章

第3章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

基本目標7

第4章

資料編

施策の展開

1 共生する地域づくり（啓発・広報）

（1）障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① ノーマライゼーションの理念の普及
- ② 住民ニーズの把握
- ③ 障がい者団体への加入促進
- ④ 障がい者団体等の自主事業への支援
- ⑤ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の推進

（2）人権の尊重と権利擁護の促進

- ① 虐待の防止
- ② 成年後見制度の利用促進

（3）地域福祉の推進

- ① 見守りネットワークの推進
- ② ボランティア・NPO法人の育成・支援
- ③ ボランティアの登録制度の推進
- ④ 運転ボランティアの育成・支援
- ⑤ 点訳・手話・要約筆記等の講習の充実
- ⑥ 市職員の専門性の向上

（4）福祉教育等の推進

- ① 福祉活動の充実
- ② 福祉教育実践校事業の推進
- ③ ふれあい体験事業の推進
- ④ 家庭における福祉教育の推進
- ⑤ ボランティア体験学習の充実

（5）交流機会の拡大

- ① 小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進
- ② 施設行事・地域行事における相互交流
- ③ 交流機会の充実
- ④ 社会福祉大会の開催
- ⑤ やさしい心啓発事業の実施

2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

（1）総合的な生活支援体制の構築（情報提供・総合相談体制の充実）

- ①身体障がいのある人のための障害者支援施設の整備促進
- ②知的障がいのある人のための障害者支援施設の整備促進
- ③精神障がいのある人のための障害者支援施設の整備促進
- ④障害者就労施設への支援
- ⑤相談支援体制の整備
- ⑥訪問相談の充実
- ⑦相談員等の資質の向上
- ⑧地域自立支援協議会での定期的な協議
- ⑨運賃等助成・割引制度の利用促進
- ⑩相談支援専門員体制の確立
- ⑪成年後見制度等の利用推進
- ⑫低所得者に対する支援
- ⑬介護保険サービス事業者の参入促進
- ⑭地域生活支援拠点等の整備

（2）発達障害のある人への支援

- ①特別支援教育の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③発達障害の正しい理解のための啓発

（3）精神保健福祉施策の推進

- ①精神障害者保健福祉手帳の啓発
- ②精神障害者就労施設等の運営支援
- ③精神保健に関する普及啓発活動の推進
- ④精神障がいのある人の自立支援
- ⑤在宅訪問指導の推進
- ⑥相談窓口の充実

（4）難病施策の推進

- ①社会復帰に向けた支援
- ②在宅福祉サービスの推進
- ③在宅訪問指導の推進

3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

（1）健康づくり支援体制の充実

- ①がん検診等の検診の充実
- ②健康教育の推進
- ③健康相談の充実
- ④母子保健事業の推進

（2）適切な治療が受けられる環境づくり

- ①自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の給付
- ②重度障害者（児）医療費の助成
- ③精神障害者入院医療費の助成

4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

（1）障がいのある人の就労に対する理解促進

- ①障がい者雇用に関する啓発

（2）多様な雇用・就労の促進

- ①雇用・就労の推進
- ②市への雇用機会の拡充
- ③障害者就業・生活支援センターの活用
- ④精神障がいのある人の雇用促進
- ⑤就労体験機会の拡大
- ⑥障害者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進

（3）就労定着支援

- ①ジョブコーチの活用推進
- ②福祉的就労場所の確保

5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり(療育・保育・教育)

(1) 発達・療育支援環境の充実

- ①母子保健事業の推進
- ②早期療育相談の実施
- ③子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の充実
- ④療育支援ネットワーク連絡会の開催
- ⑤児童発達支援事業・保育所等訪問事業の推進
- ⑥児童発達支援センターの検討
- ⑦障がいのある児童・生徒の放課後等の療育支援の実施

(2) 保育・教育環境の充実

- ①保育所(園)、幼稚園、認定こども園の障がい児対応保育士・支援員の配置
- ②子ども支援室「ぬっく」による教育支援
- ③教育相談体制の充実
- ④多様な教育の場の提供
- ⑤小・中学校への特別支援学級等支援員の配置

(3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

- ①関係機関と連携強化
- ②相談支援の体制等の充実

6 地域での参加を促す環境づくり(生涯学習・コミュニケーション)

(1) 生涯学習の推進

- ①文化・芸術サークル等の支援
- ②文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくり

(2) 生涯スポーツ活動の推進

- ①障がい者スポーツ教室の開催
- ②障がい者スポーツ大会等への参加促進
- ③スポーツ施設利用料の減免
- ④スポーツ指導員の育成

(3) 情報コミュニケーション支援の充実

- ①障害福祉サービス等の情報提供の充実
- ②視覚障がいのある人に対する情報提供の拡大
- ③聴覚障がいのある人に対する情報提供の拡大
- ④手話通訳者の充実
- ⑤情報支援機器やソフトウェア等の整備

7 すべての人にやさしいまちづくり（生活環境）

（1）生活環境の整備

- ①公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入
- ②自主運行バスのバリアフリー化の推進

（2）住環境の整備

- ①障がい者用住宅改造・改修費助成及び改良相談
- ②グループホームの整備促進
- ③施設への入所

（3）防災・防犯対策の充実（災害時の避難体制）

- ①見守りネットワークの推進
- ②情報伝達体制の整備
- ③緊急通報システムの利用促進
- ④障がいのある人の防災訓練への参加促進
- ⑤福祉避難所の整備
- ⑥要配慮者の2次避難体制の推進
- ⑦防災・防犯意識の高揚
- ⑧災害時避難行動要支援者計画の作成推進

重点的な取り組み

袋井市の障がい福祉を取り巻く状況の変化や国の方針等を踏まえて以下の4点を、本計画において重点的に取り組みます。

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法（平成28年4月施行）では、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ合理的配慮を行うことが義務化されました。アンケート調査においても、障がいを理由に差別を受けた割合は2割近くにのぼり、特に療育手帳所持者では3割を超える方が差別を経験しています。

共生社会の実現に向けて、ノーマライゼーションの理念の普及に加え、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の推進を図ります。

【関連する施策】

- 基本目標1 共生する地域づくり（啓発・広報）
- 基本方針（1）障がいを理由とする差別の解消の推進

(2) 障がいのある人への就労支援

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。

アンケート調査では、行政に力を入れてほしいこととして、「障がいのある人の働く場の確保」や、「障がいのある人への職業紹介の充実」の割合が高くなっています。

障がいのある人への就労への理解促進、多様な就労の場の確保に加え、障がいのある人が継続して就労するために、相談支援やジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を充実します。

【関連する施策】

- 基本目標4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）
- 基本方針（1）障がいのある人の就労に対する理解促進
- 基本方針（2）多様な雇用・就労の促進
- 基本方針（3）就労定着支援

(3) 障がいのある児童への切れ目のない療育・保育・教育

幼稚園や保育所、認定こども園、学校等においては、個別の対応や適切な指導を必要とする子どもが増加しています。引き続き、早期発見・早期療育の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育環境を実施します。

また、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から高等学校卒業までにわたる切れ目ない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を推進します。

【関連する施策】

- 基本目標5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり(療育・保育・教育)
- 基本方針(1) 発達・療育支援環境の充実
- 基本方針(2) 保育・教育環境の充実
- 基本方針(3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

(4) 災害時の安心安全対策の強化

障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者については、避難行動や避難後の生活について特別な配慮が必要です。

アンケート調査の結果をみると、災害等の緊急時に、「避難できない」障がいのある人がおり、安全に避難できない理由について、「避難場所が遠いため」の割合が4割を超え、「介助者が近くにいないため」「避難を支援してくれる人が決まっていないため」の割合が3割となっています。

また、地震や台風などの災害が発生した時に必要なことについて、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」の割合が5割を超え高くなっています。

大規模災害時において、適切な対応が図れるよう、日頃からの見守りネットワークを強化するとともに、東日本大震災や熊本地震の避難所での運用についての課題を踏まえ、障がいのある人等の避難場所の確保を進めます。

【関連する施策】

- 基本目標7 すべての人にやさしいまちづくり(生活環境)
- 基本方針(3) 防災・防犯対策の充実(災害時の避難体制)

1 共生する地域づくり（啓発・広報）

（1）障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

平成28年4月から施行された障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の禁止が定められています。公的機関や民間事業所においては、差別的取扱いの禁止と合理的配慮が必要とされています。

アンケート調査では、障がいを理由に差別を受けた割合は2割近くにのぼり、特に療育手帳所持者では3割を超える人が差別を経験しています。また、差別を受けた際に誰かに相談した割合は4割未満となっています。

今後、共生社会の実現に向けて、障がいへの理解の促進、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。また、差別を受けた際に相談しやすい体制づくりも課題となっています。

施策

① ノーマライゼーションの理念の普及

市民一人ひとりが障がいのある人を取りまく環境を自らの問題として認識し、あらゆる人権が尊重される地域づくりを目指し、行動することが求められています。このため、障がいのある人に対する理解を深め、市民を対象とした福祉教育を推進するとともに、広報ふくろいや市ホームページの活用、障がい者福祉のしおり、福祉講演会や映画会の開催等により、計画的・積極的な広報や啓発活動を推進します。

② 住民ニーズの把握

障がい者団体、ボランティア団体及び行政が常に連携を図り、中東遠圏域・中遠自立支援協議会へ参加し、各団体から意見聴取や、アンケート調査等を実施し、刻々と変化する住民ニーズを的確に把握し、福祉の充実を図ります。

③ 障がい者団体への加入促進

障がいのある人に、障害者手帳の交付時や広報紙等を利用して障がい者団体の活動を広く周知し、住みよいまちづくりに貢献する障がい者団体への加入促進を図ります。

Ⅳ ④ 障がい者団体等の自主事業への支援

障がい者団体が主催するレクリエーション事業等の自主的活動を支援し、障がい者団体等の活性化を図ります。

Ⅳ ⑤ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の推進

市では、「障害者差別解消法」の施行に伴い、職員対応要領及び職員対応マニュアルに基づき、障がいを理由とする不当な差別の取扱いの禁止や合理的配慮に努めます。

(2) 人権の尊重と権利擁護の促進

現状と課題

障がい者の権利擁護については、平成 23 年に障害者基本法が改正されてから平成 26 年の障害者権利条約の締結に至るまで、段階的に法令等の整備が進められています。

アンケート調査では、5.2%の方が虐待を受けた経験がある一方、誰かに相談した割合は4割程度にとどまっています。

今後、障がいのある人の人権を守り、権利擁護に関する支援の充実、障がいのある人への虐待防止の対策が必要です。また、相談窓口の周知と、使いやすい相談体制の整備を行い、虐待によって侵害された権利をいかに早く回復・保障していくかが重要となります。

施策

Ⅰ ① 虐待の防止

通報又は届出に基づく障がい者虐待に関する対応を速やかに行えるよう、さまざまな虐待のケースを想定しつつ、初動体制を重視した体制強化に努めるとともに、市民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組みます。

Ⅰ ② 成年後見制度の利用促進

市や社会福祉協議会の窓口で、制度の普及啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた体制強化に努め、市や社会福祉協議会などが連携し、制度の適切な運用に取り組みます。

(3) 地域福祉の推進

現状と課題

多様化するニーズや法改正等による社会情勢の変化に合わせた対応を行っていくうえでは、市民全体の障がい者福祉への関心と理解を深め、地域福祉を推進することが重要となります。

アンケート調査では、約1割の人が自分の住んでいる地区が、障がいのある人にとって安心して暮らせるところだと思わないと回答しています。

また、ボランティア登録者数は年々減少しており、地域福祉の担い手づくりが課題となります。

地域福祉において、ボランティア活動や市民活動は、今後その重要性が更に高まっていくことが考えられます。ボランティア活動や市民活動を促進することが必要です。

施策

① 見守りネットワークの推進

障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域と社会福祉協議会等と連携して、要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」を推進します。

② ボランティア・NPO法人の育成・支援

社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成を図るため、各種のボランティア養成講座を充実するとともに、ボランティアやNPO法人の活動に関する情報提供、相談、調整を行います。また、障がいのある子どもを支えるボランティア養成講座を開催し、障がいのある人への理解を図るとともに、子どもたちの思いやりの心を育てるための福祉施設等での体験学習を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。さらに、ボランティア活動の活性化とともに、必要な活動資材（機材、設備）等を充実します。

③ ボランティアの登録制度の推進

社会福祉協議会と連携して、地域住民のボランティア意識の向上、団体活動の活性化、相互のネットワーク化を通じて、ボランティア人口の拡充及び継続的なボランティア活動の展開を支援するため、ボランティアの登録制度を推進します。

④ 運転ボランティアの育成・支援

社会福祉協議会と連携して、車椅子対応の福祉車両を運行するボランティアの養成講座を開催し、運転ボランティアとして活動できる支援者の増員と組織化に努め、歩行が困難な人の移動支援と社会参加を促進します。

⑤ 点訳・手話・要約筆記等の講習の充実

社会福祉協議会と連携して、点訳・手話・要約筆記等奉仕員の各種講習会の充実を図ります。

⑥ 市職員の専門性の向上

各種研修を通じて市職員の福祉意識の向上に努め、特に、障がい関連業務に携わる市職員については、適切な業務が推進できるよう、障害程度区分認定調査員や社会福祉主事の資格取得など、専門性の向上を図ります。

(4) 福祉教育等の推進

現状と課題

障がいのある人に対する理解を子どもたちから学ぶことは、障がい者とともに暮らす社会を実現するためには重要です。

市では、社会福祉協議会と連携し、福祉教育実践校事業を継続的に実施しており、学校教育における福祉教育の充実を進めています。

今後も、学校教育を含めライフステージの各段階で障がいのある人への理解を深める教育機会の充実が必要です。

施策

① 福祉活動の充実

障がいのある人への差別や偏見をなくすために、小・中学生と障害者福祉施設等との交流や学校の授業の中で視覚又は聴覚等に障がいのある人を講師として招き、障がいのある人と接する授業の機会を設ける等、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、福祉活動の充実を図ります。

② 福祉教育実践校事業の推進

社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校において福祉教育を実践し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、共生社会への理解を深め、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への福祉意識の高揚を図ります。

③ ふれあい体験事業の推進

社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、それぞれの年代に合った、地域や人との関わりを持った講座を開催し、地域福祉教育を推進します。

④ 家庭における福祉教育の推進

障がいのある人への理解と共感の気持ちを養うために、学校と連携して、家庭における福祉教育を推進します。

⑤ ボランティア体験学習の充実

社会福祉協議会と連携して、障がいのある人とのふれあいを大切にしたボランティア活動等の体験学習により、個性や多様性を認め合う福祉教育を推進します。

(5) 交流機会の拡大

現状と課題

障がいのある人とない人がともに生きる社会を実現するためには、日常生活において交流する機会を増やしていくことが重要です。

市では、小・中・高等学校と特別支援学校の交流の促進や、ボランティア体験学習への参加促進を通して、交流機会の確保に取り組んでいます。

しかし、アンケート調査では、3割以上の人々が「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」を行政に求めており、啓発活動が求められているのが現状です。

今後、イベント、ボランティア活動を通じて、地域住民とふれあう場の充実を図る必要があります。また、外出支援を推進することで地域交流の促進につながることも必要です。

施策

① 小・中・高等学校と特別支援学校との交流促進

障がいのある児童や生徒に対する正しい理解と認識を深めるため、地域の小・中・高等学校の児童・生徒と特別支援学校との交流を促進します。

② 施設行事・地域行事における相互交流

地域住民の福祉施設行事への参加や、施設入所している人の地域行事への参加による相互交流を通じて、施設や障がいのある人への理解を深めるよう努めます。

③ 交流機会の充実

「社会福祉大会」、「ふれあい広場」、「ふれあい夢市場」、「福祉フェスタ」等の開催・運営にあたり、障がいのある人とない人による共同のプログラムづくり等内容を充実します。

④ 社会福祉大会の開催

社会福祉協議会が開催する「社会福祉大会」において、社会福祉の貢献者に対し、その功績をたたえ、社会福祉活動への意欲の高揚を図ります。

⑤ やさしい心啓発事業の実施

社会福祉協議会と連携して、児童が福祉ボランティア体験を通じて作成した絵画などの作品を募集する「やさしい心啓発事業」を実施し、「社会福祉大会」で優秀作品を表彰するなど福祉意識の向上を図ります。

2 地域での生活を支援する体制づくり（生活支援）

（1）総合的な生活支援体制の構築

現状と課題

平成18年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に発達障害者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

そのような中で、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、ニーズに応じた自立した生活を支える各種生活支援が重要です。

アンケート調査では、行政に力を入れてほしいこととして、「年金・手当などの所得保障の充実」が約5割、「ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの充実」「相談支援体制の充実」の割合が1割を超えており、障がいの種類や個々人の生活環境等状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

施策

① 身体障がいのある人のための障害者支援施設の整備促進

身体障がいのある人が自立促進や生活の改善等を目指すための障害者支援施設の整備を検討します。なお、重度障害者（児）通所施設の整備については、他の障がいの通所施設の利用や近隣市町、社会福祉法人との連携による支援を検討するとともに、短期入所施設については、介護サービス事業所等との相互利用について協議します。

② 知的障がいのある人のための障害者支援施設の整備促進

日常生活における規則正しい習慣を身につけ、社会生活への適応性を高め、自立した生活を営むことができるよう、生活指導や作業指導を行う日中活動の場の確保に努めます。

③ 精神障がいのある人のための障害者支援施設の整備促進

地域活動支援センター等を活用し、精神障がいのある人が地域や社会生活への適応性を高め、個々の状態に応じた社会復帰を支援します。また、就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援し、精神障がいのある人個々の能力に応じた職業的訓練の場を提供して地域や社会生活への適応を促します。

④ 障害者就労施設への支援

「静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）」と連携し、障がいのある人の就労支援、日常生活の相談や地域との交流活動を行う障害者就労施設の運営を支援し、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

⑤ 相談支援体制の整備

障がいのある人やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行う体制を整備し、障がいのある人の自立した日常生活を支援します。また、病院からの退院や福祉施設から退所した障がいのある人が、地域での生活にスムーズに移行できるよう総合的に支援します。

⑥ 訪問相談の充実

在宅で生活する障がいのある人の不安を解消するため、相談支援事業所と連携し、定期的な訪問活動を実施し、健康相談、日常生活への支援を推進します。

⑦ 相談員等の資質の向上

障がいのある人に身近できめ細かな相談指導を行うため、地域に密着した相談支援体制を充実します。このため、身体・知的障害者相談員、民生委員児童委員等に対して、福祉サービスの具体的な内容や利用方法等に関する研修を行うとともに、必要な情報を提供し、相談員等の資質の向上に努めます。

⑧ 地域自立支援協議会での定期的な協議

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、ハローワーク及び保健、医療、福祉、教育等の団体代表者で構成する中遠地域自立支援協議会で、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて定期的に協議します。また、必要に応じて市内の関係団体と協議します。

⑨ 運賃等助成・割引制度の利用促進

障がいのある人の社会参加や通院、外出に対する支援制度であるタクシー料金の助成、身体障害者自動車改造費の助成、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金・バス運賃等の割引制度について案内したパンフレットを作成し、身体障害者手帳取得者等へ配布することで制度の周知と利用促進に努めます。

⑩ 相談支援専門員体制の確立

障がいのある人の地域における自立を支えるため、相談支援業務の中核的な役割を果たすよう相談支援専門員の専門性を高めるとともに、必要な人員の確保を図ることにより、相談支援専門員体制の確立を目指します。

⑪ 成年後見制度等の利用推進

障がい等で十分な判断能力のない人を擁護し、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用契約の支援や日常的な金銭管理、書類管理等を行う日常生活自立支援事業の周知を図ります。また、法律面や生活面の支援を行う成年後見制度の周知及び利用を促進し、身寄りがない、親族がいても関係が希薄であったり、親族による財産等の侵害があるなど、親族による申し立てができない場合には、市長が成年後見の申し立てを行います。

⑫ 低所得者に対する支援

障害福祉サービスを利用した場合の利用者負担が、日常生活に支障をきたさないよう、制度の推移を見極めながら、引き続き低所得者に対する利用者負担の軽減に取り組みます。

⑬ 介護保険サービス事業者の参入促進

精神障がいや重度障がいのある人に対する障害福祉サービスの実施事業所は少ないため、介護保険サービスの提供事業者が行う居宅介護サービスなどの障がい福祉分野への参入を支援し、サービス提供体制の拡充に努めます。

⑭ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情にあわせて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制について検討します。

(2) 発達障害のある人への支援

現状と課題

発達障害は、障がいの程度や現れ方がさまざまであり、幼児期・学齢期・成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。

また、発達障害のある人が地域の中で生き生きと暮らしていくためには、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制を充実させていくことが重要です。

施策

① 特別支援教育の推進

小・中学校の特別支援学級、通級指導教室の担当教職員をはじめとして、一般職員の研修を行い、特別支援教育を推進します。

② 相談支援体制の充実

発達障害のある人とその家族が抱えている悩みや不安について、身近なところで相談への対応、助言・指導、情報提供が行えるよう、乳幼児健診・相談、どんぐり教室、子ども支援室「ぬっく」や子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の相談等、早期発見から療育までのさまざまな段階での相談支援体制の充実を図ります。

また、成人の方への相談支援については、静岡県発達障害者支援センターと連携を図ります。

③ 発達障害の正しい理解のための啓発

発達障害のある人が、地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、専門家を招いた講演会や研修会等を実施し、発達障害を正しく理解するための啓発活動を推進します。

(3) 精神保健福祉施策の推進

現状と課題

地域で生活する精神障がいのある人とその家族を支援し、精神障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉サービスなどの関係機関と情報を共有するなどの連携をしながら支援していくことが必要です。また、日常生活で必要となる情報の提供や相談体制の充実、サービスの利用援助など、精神障がいのある人の地域生活支援に向けた取り組みが必要です。

さらに、精神疾患の重症化やそれに伴う日常生活能力の低下を予防するためには、メンタル面の問題が生じやすい進学、就職、結婚、出産などのライフステージごとの早期発見、早期対応が必要です。

施策

① 精神障害者保健福祉手帳の啓発

精神障がいのある人が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくする精神障害者保健福祉手帳の交付制度を啓発します。

② 精神障害者就労施設等の運営支援

精神障がいのある人の就労支援を行う施設（精神障害者就労施設）と日常生活の相談や地域との交流活動を行う施設（地域活動支援センター）の運営を支援するとともに、精神障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

③ 精神保健に関する普及啓発活動の推進

市民に対して、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発活動を推進します。また、心に悩みのある人を見守り、専門相談機関による相談につなげるゲートキーパーの養成を実施し、自殺予防などの保健活動に努めます。

④ 精神障がいのある人の自立支援

精神障がいのある人やその家族に対し、保健福祉に関する情報や交流の機会を提供し、障がいに対する理解や適切な対応ができるよう支援するとともに、社会復帰と自立を促進します。また、相談支援事業所と連携して、精神障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援します。

⑤ 在宅訪問指導の推進

相談支援事業所や保健所、医療機関との連携により、精神障がいのある人とその家族に対する在宅訪問指導を推進します。

⑥ 相談窓口の充実

市民に対して窓口の周知を図るとともに、関係各部署との連携を強化し、総合相談の充実を図り、精神障がいのある人やその家族にとって、相談しやすい体制づくりを進めます。

(4) 難病施策の推進

現状と課題

難病は、症例数が少なく、原因不明なため治療方法も未確立であり、後遺症を残す恐れがある等、常時介護を必要とすることが多く、経済的にも精神的にも負担の重い病状です。難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、対象疾患が拡大し、患者数の増加が見込まれます。

市としても、難病の人の相談や情報提供、身体状況等に応じた適切なサービスの提供、生活の質の向上につながる支援をするとともに、難病に対する正しい理解を促進していく必要があります。

施策

① 社会復帰に向けた支援

難病の人の社会復帰に向けて、福祉用具の支給などにより日常生活の改善を図り、社会生活に対応できるよう支援します。

② 在宅福祉サービスの推進

在宅で生活する難病の人の生活の質の向上を図るため、ホームヘルパーの派遣や短期入所（ショートステイ）事業を支援するとともに、日常生活用具の給付を行います。また、在宅で介護している家族の負担を軽減するため、自宅に看護師等を派遣する難病介護家族リフレッシュ事業を行います。

③ 在宅訪問指導の推進

保健所、医療機関との連携により、難病の人とその家族に対する在宅訪問指導を推進します。

3 健康で安心できる環境づくり（保健・医療）

（1）健康づくり支援体制の充実

現状と課題

障がいの原因となる疾病や障がいの発症時期はさまざまであり、障がいの種類、程度についても一人ひとり異なります。

アンケート調査では、現在、悩み事について、「健康や身体のこと」が4割強と高くなっています。

特定健診・がん検診等の受診勧奨や健康教育、健康相談を行っていくことで、生涯を通じた健康づくりを推進し、脳血管疾患、人工透析などの原因の一つとなる生活習慣病の重症化予防を図るとともに、望ましい生活習慣の普及など、広く市民の健康づくりを支援していくための体制づくりが求められます。

施策

① がん検診等の検診の充実

がん検診等を実施することにより、疾病を発見し、治療が必要な人、精密検査が必要な人には、受診勧奨を行います。

② 健康教育の推進

健康の維持・増進のために、子どもから高齢者まで、コミュニティセンターや公会堂の身近な地域で、さまざまな機会を捉えて、特定健診・がん検診等の啓発や健康教育を行い、生活習慣病を予防するための望ましい生活習慣の定着、健康増進に関する正しい知識の普及、啓発を図ります。

③ 健康相談の充実

心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な指導及び助言を行います。また、予約制の栄養相談や電話、訪問での健康相談などの周知に努めます。

④ 母子保健事業の推進

乳幼児健康診査において、発達の遅れや疾病を早期に発見し適切な支援や療育につなげます。また、母親の子育て支援として妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

(2) 適切な治療が受けられる環境づくり

現状と課題

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行える地域の医療機関相互の連携の強化を図る必要があります。

アンケート調査では、行政に力を入れてほしいこととして、「医療費の負担軽減」の割合が4割以上、「障がいに応じた多様な治療やリハビリの機会の充実」の割合が2割以上となっています。

そのため、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していくために、医療と介護、福祉サービスの相互の連携強化と必要なときに適切な治療が受けられるよう、経済的負担を軽減するなど、引き続き支援が必要です。

施策

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の給付

身体障がいのある人の経済的負担を軽減するため、関節を人工関節に置き換える手術や狭心症の心臓手術、人工透析、口唇口蓋裂、精神疾患の治療等に必要な自立支援医療費を給付します。

② 重度障害者（児）医療費の助成

重度障がいのある人の経済的負担を軽減するため、その治療や療養を続けることができるよう、医療費の一部を助成します。

③ 精神障害者入院医療費の助成

精神障がいのある人の経済的負担を軽減し、適正な医療を受けられるよう、自立支援医療費の対象にならない精神科病院の入院医療費の一部を助成します。

4 個々の状況に応じた働き方ができる環境づくり（雇用・就労）

（1）障がいのある人の就労に対する理解促進

現状と課題

市内の事業所の障害者雇用率は平成 28 年度で 2.43%となっており、年々増加傾向となっています。

本市では、市ホームページにおいて、関係機関の各種支援制度の情報提供やチラシの配布などを実施しています。

今後も、障がいのある人が、経済的に自立し、生きがいをもち、地域で暮らすため、事業主や市民の障がいや障がいのある人の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援にかかる施策の推進が必要です。

施 策

① 障がい者雇用に関する啓発

毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心として、ハローワーク、商工会議所や商工会等との連携により、雇用率の向上のための啓発活動を推進し、障がいのある人のさらなる雇用の拡大を図ります。

（2）多様な雇用・就労の促進

現状と課題

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。

アンケート調査では、行政に力を入れてほしいこととして、「障がいのある人の働く場の確保」の割合が2割、「障がいのある人への職業紹介の充実」の割合が1割、「能力に応じた職業訓練の実施」の割合が1割弱となっています。

そのため、障がいのある人の個々の状況や意欲、能力に応じた就労の場を提供するため、民間事業所に対する雇用促進や一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援していくことが必要です。

施 策

① 雇用・就労の推進

障がいのある人が就労できるよう、商工会議所や商工会を通じて、雇用主等へ障がいのある人の雇用への理解とその促進を呼びかけるとともに、職場適応訓練等の手当の支給など各種助成金制度の周知を図ります。また、ハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、重度障がいのある人の雇用促進については、在宅就労、短時間勤務等さまざまな勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。

② 市への雇用機会の拡充

働く意欲や能力がある障がいのある人の就労の機会を拡大するため、採用区分に障がい者枠を設けて、市職員の雇用機会を拡充します。

③ 障害者就業・生活支援センターの活用

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）及び中東遠ワークセンター（ワークラック）と連携し、在宅で障がいのある人の就業及び生活に関する指導や助言、職業準備訓練等職業生活における自立を支援します。また、障がいのある人の就労促進を図るため、静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）が、市内事業所等に就労相談や就労情報を提供します。

④ 精神障がいのある人の雇用促進

精神障がいのある人と雇用しようとする事業主又は雇用している事業主に対して、静岡障害者職業センターが主治医との連携のもとに実施する雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援（精神障害者総合雇用支援）制度について周知、啓発します。

⑤ 就労体験機会の拡大

静岡中東遠障害者就業・生活支援センター（ラック）、商工会議所や商工会等と連携を図り、市内事業所等に対して障がいのある人の雇用に関する各種支援制度の情報提供を行い、障がいのある人の就労体験機会の拡大を支援します。

⑥ 障害者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月から施行されたことから、市の業務委託や物品の調達について方針を策定し、障害者施設からの調達を推進するとともに、市内の障害者施設等が提供する物品や役務についてホームページ等で周知し、受注の拡大を図ります。

(3) 就労定着支援

現状と課題

障がいのある人の就労への関心は高く、就労への支援体制は整いつつありますが、障がいのある人の離職率は高い状況にあります。

平成30年度には改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率の算定基礎の見直しがあることから、障がいのある人の就労者数は増加すると予想されます。さまざまな障がいのある人が就労を継続するためには、就労した後の生活上の支援ニーズも多様化すると予測されます。

そのため、障がいのある人が継続して就労するには、相談支援や関係機関のジョブコーチ(職場適応援助者)による人的支援を充実するなど、障がい者の就労支援に対する取り組みが必要です。

施策

① ジョブコーチの活用推進

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を静岡中東遠障害者就業・生活支援センター(ラック)と連携し推進します。

② 福祉的就労場所の確保

身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。

5 子どもの健やかな発達を支援する体制づくり (療育・保育・教育)

(1) 発達・療育支援環境の充実

現状と課題

幼児期の障がいの適切な支援のためには、早期発見・早期療育が重要となります。

障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性を的確にとらえた専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進めていくことで、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

施策

① 母子保健事業の推進

乳幼児健康診査において、発達の遅れや疾病を早期に発見し適切な支援や療育につなげます。また、母親の子育て支援として妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

② 早期療育相談の実施

子ども支援室「ぬっく」や子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の職員等、専門職員による療育相談の充実に努めます。

③ 子ども早期療育支援センター「はぐくみ」の充実

子ども早期療育支援センター「はぐくみ」を充実し、保育所(園)、幼稚園、こども園との連携を図ることで、地域における早期療育支援体制の充実に努めます。

④ 療育支援ネットワーク連絡会の開催

適切な療育や発達支援、家族支援を行うため、保健、医療、福祉、教育等の関係者で構成する療育支援ネットワーク連絡会を開催し、障がいのある乳幼児、児童・生徒に対する個別ケースの支援策や関係者の連携体制等について協議します。

⑤ 児童発達支援事業・保育所等訪問事業の推進

障がいのある未就学の児童等を対象として、日常生活の基本動作の習得等の療育支援を行うとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等を訪問し連携を図り、地域における支援体制の充実に努めます。

⑥ 児童発達支援センターの検討

国は、児童発達支援センターを市内又は圏域で1カ所以上設置することを求めていることから、設置に向けた検討を行います。

⑦ 障がいのある児童・生徒の放課後等の療育支援の実施

障がいのある児童・生徒の放課後等の療育支援を実施するとともに、市内にある障がい児放課後児童クラブ事業と放課後等デイサービス事業のあり方について検討を行います。

（2）保育・教育環境の充実

現状と課題

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校においては、個別の対応や適切な指導を必要とする子どもが増加しています。障がいのある児童については、就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じたきめ細かな支援を進めていくことが重要です。

そのため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化が必要です。

施 策

① 保育所（園）、幼稚園、認定こども園への障がい児対応保育士・支援員の配置

保育所（園）、幼稚園、認定こども園において、障がいの程度に応じた適切な指導ができる保育士・支援員を配置し、障がいのある乳幼児の療育を支援します。

② 子ども支援室「ぬっく」による教育支援

小・中・高等学校の担当教職員や保護者に対して巡回相談を行い、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある児童・生徒への接し方の指導など、適切な教育を支援します。

③ 教育相談体制の充実

障がいのある乳幼児、児童・生徒の教育相談に適切に対応するため、療育関係機関や特別支援学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小・中学校等の関係者からなる保健、医療、福祉、教育の連携した相談体制の充実に努めます。

④ 多様な教育の場の提供

障がいのある児童・生徒に対して、特別支援学級やことばの教室等、一人ひとりの発達段階やニーズに応じた多様な教育の場を提供します。

⑤ 小・中学校への特別支援学級等支援員の配置

小・中学校において、障がいの程度に応じた適切な指導ができるよう、特別支援学級等支援員を配置します。

(3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

現状と課題

特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）、児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月 3 日施行）を踏まえ、こうした子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から高等学校卒業までにわたる切れ目のない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を充実することが求められています。

施策

① 関係機関と連携強化

特別な支援が必要な子どもの保育や教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援に努めます。

② 相談支援の体制等の充実

就学前から高等学校卒業まで切れ目のない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を充実します。

6 地域での参加を促す環境づくり（生涯学習・コミュニケーション）

（1）生涯学習の推進

現状と課題

生涯学習活動は、障がいのある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、積極的に参加できる環境づくりが重要です。

そのため、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどのさまざまな機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。

施策

① 文化・芸術サークル等の支援

障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。また、こうした活動を通して障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。

② 文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくり

障がいのある人の学習成果の発表の場として、障がい者団体等に呼びかけ、コミュニティセンターにおける生涯学習活動等への参加を促進します。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

現状と課題

スポーツ活動の推進は、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

障がいの種別や程度に関係なく、誰でも気軽にスポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツに関する情報の収集と提供に努めるとともに、障がい者スポーツに必要な環境整備に向け取り組みが必要です

また、関係機関と連携した、障がい者スポーツの普及が求められます。

施策

① 障がい者スポーツ教室の開催

社会福祉協議会をはじめ、スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携し、障がい者スポーツ教室を開催して、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。また、心身機能の維持と向上を図るため、日常的にスポーツを楽しむことができる環境や場を提供します。

② 障がい者スポーツ大会等への参加促進

静岡県障害者スポーツ大会等の開催を広くPRし、積極的な参加を呼びかけることで、障がいのある人の社会参加と健康の維持・向上を推進します。

③ スポーツ施設利用料の減免

障がいのある人が気軽にスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設利用料の減免を行うとともに、減免制度の周知に努めます。

④ スポーツ指導員の育成

障がい者スポーツの普及・振興のため、県が実施している障がい者スポーツ指導員養成講座等の受講を広く市民に呼び掛ける等、指導員の育成に努めます。

(3) 情報コミュニケーション支援の充実

現状と課題

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

アンケート調査では、聴覚障がいのある方のコミュニケーション手段について、「補聴器」が6割を超え、「筆談（要約筆記）」「手話（手話通訳）」の割合が3割を超えています。また、手話などの普及・啓発に必要なことについて、「市広報やホームページに掲載する」が4割、「条例を制定する」が2割、「普及・啓発の講演会などを開催する」が1割を超えています。

今後も、視覚・聴覚障がいのみならず、さまざまな特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていくことが必要です。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

施 策

① 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する情報について、広報紙や各種パンフレット、ホームページ等を活用し、わかりやすく適切な情報提供を実施します。なお、福祉サービスの制度や利用等について、「障がい者福祉のしおり」の充実やパンフレット等の作成・配布により、一層の周知に努めます。また、民生委員児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員と連携し、相談しやすい体制づくりを図ります。

② 視覚障がいのある人に対する情報提供の拡大

視覚障がいのある人に対する情報提供を確保するため、広報紙等の音訳化を実施します。また、点字プリンターを活用し点字による通知を実施するとともに、ITや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。

③ 聴覚障がいのある人に対する情報提供の拡大

聴覚障がいのある人に対する情報提供のため、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣とともに、講演会等における手話通訳者や要約筆記者の有無について、パンフレットやチラシに掲載します。

④ 手話通訳者の充実

市役所に来庁される聴覚障がいのある人の窓口対応や手話通訳者派遣の調整を目的として、引き続き、手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者養成講座を開催し、人材の確保に努めます。

⑤ 情報支援機器やソフトウェア等の整備

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、市役所等の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。

7 / すべての人にやさしいまちづくり (生活環境)

(1) 生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが必要です。

アンケート調査では、バリアフリー化が必要なところについて、歩道の段差の解消、多目的トイレの整備、店舗や施設の段差の解消、車いす用駐車場の整備、階段の手すり、スロープの整備、公共施設のバリアフリー化などの意見が多くなっています。

今後、障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して快適に暮らせるよう、引き続き、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図っていくことが必要です。

施策

① 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。また、民間施設等に対しても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を働きかけます。

② 自主運行バスのバリアフリー化の推進

自主運行バスを障がいのある人を含めたすべての人にとって、さらに利用しやすいものにするため、車両の低床化や車両への補助ステップ等の設置を図ります。

(2) 住環境の整備

現状と課題

障がいのある人が、地域において自立し安定した生活を送るためには、住まいの確保と整備が重要です。

現在、暮らしている場所について「持ち家」が約8割となっており、今後も今の生活を続けたい人が6割以上となっています。また、保護者の希望する住まいで暮らすために必要なことについて、「日常生活を支えてくれる方の存在」の割合が約3割、「障がいのある方や高齢の方のための入所型の福祉施設が身近にあること」の割合が2割となっています。

そのため、住み慣れた家で安全に生活できるようにするため、さらに介助者の負担軽減のために、住宅改修の相談や利用促進を図ることが必要です。

また、引き続き、住み慣れた地域で生活を送るための施策が求められます。

施策

① 障がい者用住宅改造・改修費助成及び改良相談

障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

② グループホームの整備促進

市内又は近隣市町で活動する社会福祉法人やNPO法人の動向の把握に努めるとともに支援をします。

③ 施設への入所

施設入所者の決定は、入所待機者の中から、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の入所を優先します。

(3) 防災・防犯対策の充実

現状と課題

地域で安心安全に日常生活を送るためには、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がい者自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障がい者の安心安全を守っていくことが重要です。

本市では、民生委員児童委員等の協力のもと、災害時避難行動要支援者計画の個別計画を作成していますが、個別計画の作成件数の目標には達成していません。また、市内54の自治会において、見守り活動を実施しています。

アンケート調査の結果をみると、災害等の緊急時に、「避難できない」の割合が1割を超えており、安全に避難できない理由について、「避難場所が遠いため」の割合が4割を超え、「介助者が近くにいないため」「避難を支援してくれる人が決まっていないため」の割合が3割となっています。また、地震や台風などの災害が発生した時に必要なことについて、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所を用意する」の割合が5割を超え、「避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制を整備する」の割合が4割を超え、「避難生活の健康管理のために医師、看護師等を確保する」の割合が3割を超えています。

今後、災害時の支援体制の強化として個別計画の同意率を高めていくとともに、福祉避難所の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化が必要です。また、防犯に対する意識啓発や、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りなどの防犯対策が必要です。

施策

① 見守りネットワークの推進

障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域と社会福祉協議会等と連携して要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」を構築し、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導體制の整備に努めます。

② 情報伝達サービスの登録推進

障がいのある人の心身の状況に応じて緊急時に通報できる「ネット119」、「ファックス119」や災害情報等を収集できる「メローねっと」、「緊急速報メール（エリアメール）」の効果的な利用促進を図ります。

③ 緊急通報システムの利用促進

安否確認や急病等の緊急時に対応するため、一人で生活する障がい者を対象に緊急用通報装置の貸与を推進します。

④ 障がいのある人の防災訓練への参加促進

自主防災隊と連携し、障がいのある人が防災訓練に積極的に参加する意識の向上や機会の創出など、障がいのある人とない人が地域でともに支え合う防災組織づくりを目指します。

⑤ 福祉避難所の整備

障がいのある人は、災害時の避難所生活に不安が大きく特別な配慮が必要になります。また、福祉避難所へは、障がいのある人だけでなく、その家族等も避難することがあるため、同居家族も避難できる場所を設定するなどの配慮が必要となります。このため、福祉避難所として利用可能な公共施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、手すりや誘導装置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化に配慮します。

⑥ 要配慮者の2次避難体制の推進

障がいのある人など通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者が社会福祉施設等へ避難ができるよう、避難施設の確保に努めるとともに、必要に応じて社会福祉施設等と災害時支援協定を締結します。

⑦ 防災・防犯意識の高揚

障がいのある人の防災・防犯に関する知識の普及と意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。また、障がいのある人の防災訓練への参加の呼びかけや、訓練等に参加しやすい環境の整備に努めます。

⑧ 災害時避難行動要支援者計画の作成推進

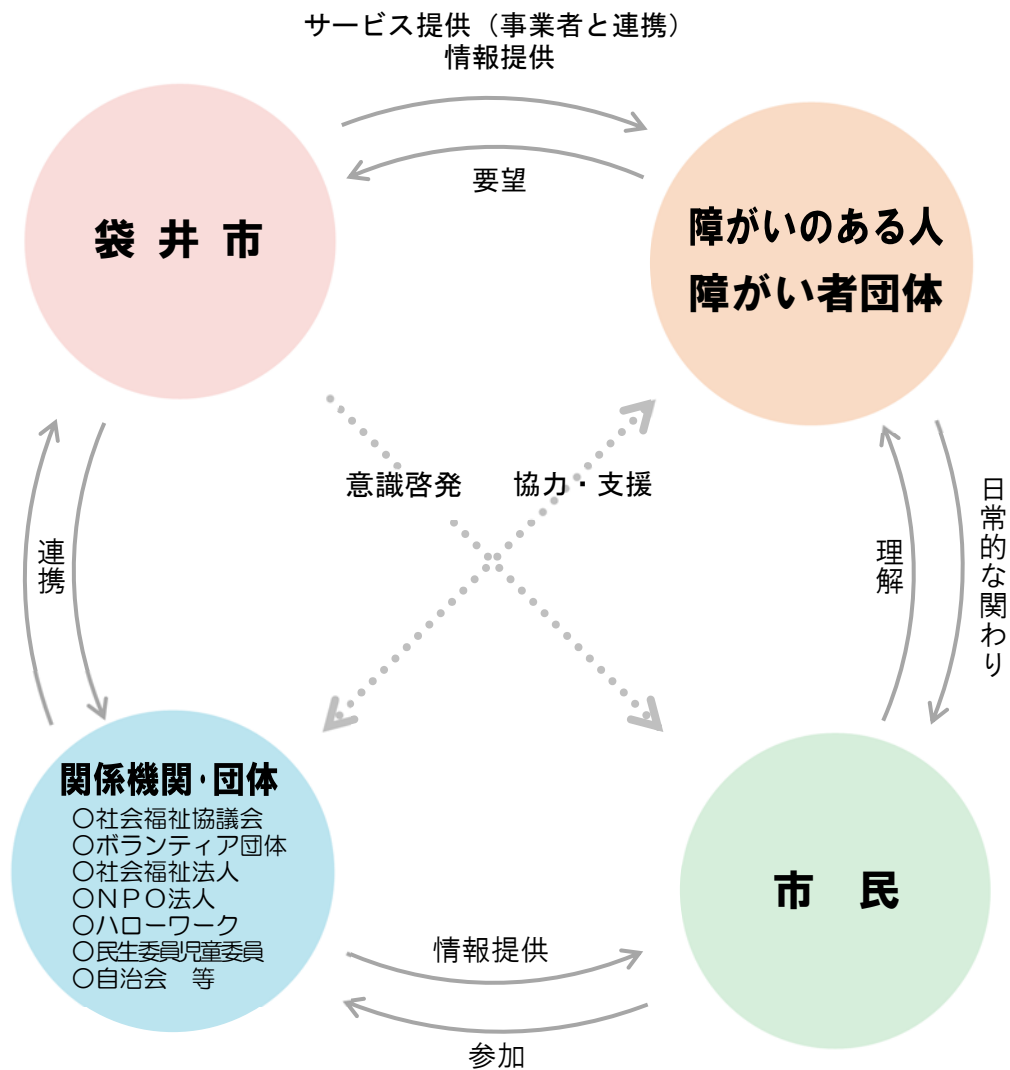
民生委員児童委員や自主防災隊と連携し、災害時避難行動要支援者計画（個別計画）の作成を推進するとともに、不同意者や未提出者が減少するよう制度の周知に努めます。



第4章 計画の推進体制

1 計画を推進するための各々の役割

本計画が効果的・効率的に推進されるよう体制を整備し、袋井市、関係機関・団体、障がいのある人や障がい者団体、市民が相互に役割を分担し、連携・協力して計画的に施策を推進していきます。



2 計画の進行管理と評価

本計画は、本市における今後6年間の障がい者施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境等のさまざまな分野にわたっています。

計画を全庁的に推進するため、しあわせ推進課が中心となって、関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。また、必要に応じて連絡会議等を開催し連携を図ります。

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。個々の事業ごとにPLAN（計画の策定）→DO（計画の実施）→CHECK（計画の評価）→ACTION（計画の改善）と回り、再度、見直し後のPLANにもどり、個々の改善点を把握し、新たなサイクルを回すことにより、取り組みの継続的な改善を繰り返していきます。これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげます。

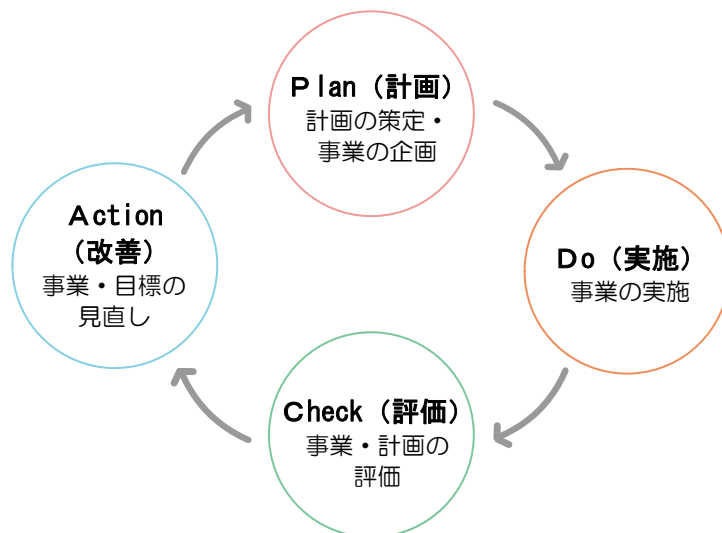
（1）計画の進行管理

「袋井市障害者計画推進協議会」を開催し、施策の実施状況及び進捗状況を確認するとともに、計画の進行管理を行います。

（2）計画の評価

平成 35（2023）年度の取り組み目標を設定し、各年度の進捗状況等により計画の評価を行います。

PDCAサイクルのイメージ



参 考 と す る 指 標 一 覧

参考とする指標	現状値 平成28年度 ※平成29年度	平成 32年度 (中間年度)	平成 35年度 (最終年度)	関連 方針
障がいを理由に差別を受けた人の割合	18.4%※	0%	0%	1-(1)
障がい者虐待件数	1件※	0件	0件	1-(2)
成年後見の申立件数（市長申立）	1件	2件	2件	1-(2) 2-(1)
見守りネットワーク実施箇所数	54カ所	100カ所	140カ所	1-(3) 7-(3)
各種ボランティアの養成講座の参加者数	88人	140人	145人	1-(3)
ボランティア登録者数 (社協スマイルボランティア)	1,855人	2,200人	2,300人	1-(3)
ボランティア体験学習への参加者数	44人	60人	60人	1-(4)
市内の相談支援事業所数	3カ所	3カ所	4カ所	2-(1)
介護保険サービス事業者の障害福祉サービス 事業への登録件数	0	2件	3件	2-(1)
発達障害等への正しい理解を啓発する ための研修会等の実施回数	1回	1回	1回	2-(2)
精神障害者保健福祉手帳の交付者数	367件	490件	550件	2-(3)
保健所、医療機関等と連携した在宅訪問回数	90回※	95回	100回	2-(3)
難病介護家族リフレッシュ事業の利用者数	0	1人	1人	2-(4)
各種健康相談の相談者数 (乳幼児、子ども健康、心理、栄養、電話来庁)	4,507人	4,495人	4,515人	3-(1)

参考とする指標	現状値 平成28年度 ※平成29年度	平成 32年度 (中間年度)	平成 35年度 (最終年度)	関連 方針
乳幼児健診の受診率	96.7%	96.9%	97.0%	3-(1)
自立支援医療（更生医療・育成医療）費の 受給者数	268人	275人	280人	3-(2)
自立支援医療（精神通院）費の受給者数	825人	1,100人	1,250人	3-(2)
重度障害者(児)医療費の受給者数	1,310人	1,350人	1,380人	3-(2)
精神障害者入院医療費の受給者数	83人	90人	100人	3-(2)
市職員の障害者雇用率	2.16%	2.50%	2.60%	4-(2)
障害者就労施設等からの物品や役務の調達額	2,786千円	前年比 10%増	前年比 10%増	4-(2)
就労定着支援事業による支援を開始した時点 から1年後の職場定着率	—	80%	80%	4-(3)
早期療育相談の相談件数 (子ども支援室「ぬっく」、はぐくみ)	3,573件	3,650件	3,650件	5-(1)
療育支援ネットワーク連絡会の開催回数	4回※	4回	4回	5-(1)
子ども支援室「ぬっく」による訪問件数 (幼稚園、保育所(園)、認定子ども園、小・中学校)	各施設 年3回以上 267件	各施設 年3回以上	各施設 年3回以上	5-(2)
特別支援教育コーディネーターの配置人数	各校複数 以上配置 45人※	各校複数 以上配置 45人	各校複数 以上配置 45人	5-(2)
障がい者スポーツ教室の参加者数	30人	35人	40人	6-(2)
障がい者スポーツ大会への参加者数	49人(県) 64人(市)	60人(県) 80人(市)	60人(県) 80人(市)	6-(2)
手話通訳者や要約筆記者の派遣回数	244回	250回	250回	6-(3)
手話奉仕員養成講座の受講者数	11人	15人	15人	6-(3)

参考とする指標	現状値 平成28年度 ※平成29年度	平成 32年度 (中間年度)	平成 35年度 (最終年度)	関連 方針
自主運行バスの低床化、補助ステップ等の設置車両数	4台	5台	6台	7-(1)
障がい者用住宅改造・改修費助成件数	1件	1件	2件	7-(2)
グループホームの設置数	9カ所※	10カ所	11カ所	7-(2)
ネット119の登録件数（H28はweb119）	13件	25件	30件	7-(3)
緊急通報システム機器貸与件数	6件	10件	16件	7-(3)
要配慮者が必要に応じて避難できる避難場所の確保（災害時支援協定、福祉避難所の指定）	協定11カ所 —	協定12カ所 —	協定13カ所 指定1カ所	7-(3)
災害時避難行動要支援者計画の同意率	70.3%	80.0%	82.0%	7-(3)



資料編

1 袋井市障がい者計画策定経過

年月日	会議名等	会議内容
平成 29 年 3 月 8 日から 平成 29 年 3 月 22 日	袋井市第 3 次障がい者計画 策定のためのアンケート	配布数 1,500 通 有効回収数 806 人 有効回収率 53.7%
平成 29 年 7 月 20 日	第 1 回袋井市障害者 計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のスケジュールについて ・アンケート調査の結果について ・第 3 次障がい者計画の体系案について
平成 29 年 9 月 28 日	第 2 回袋井市障害者 計画推進協議会	・袋井市第 3 次障がい者 計画（素案）について
平成 29 年 12 月 14 日	第 3 回袋井市障害者 計画推進協議会	・袋井市第 3 次障がい者 計画（案）について

第 1 章

第 2 章

第 3 章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標 7

第 4 章

資料編

2 袋井市障害者計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 袋井市は、障害者計画（以下「計画」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袋井市障害者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 保健・医療に関係する者
- (4) 教育に関係する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部しあわせ推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第49号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第50号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第54号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

3 袋井市障害者計画推進協議会委員名簿

	氏名	役職等	選出区分	
会長	池谷 之男	袋井市社会福祉協議会会長	福祉関係団体	
副会長	高橋 秀夫	袋井市手をつなぐ育成会副会長		
委員	鈴木 康彦	袋井市自治会連合会（豊沢自治会連合会長）	地域住民組織	
委員	戸塚 俊夫	袋井市民生委員児童委員協議会障害者福祉部会		
委員	山本 博司	袋井市身体障害者福祉会会長	福祉関係団体	
委員	鈴木 昇七	袋井市身体障害者福祉会視覚障害者部		
委員	山本美恵子	袋井市身体障害者福祉会聴覚障害者部		
委員	鈴木なほ子	中遠地域精神保健福祉会丹誠会副会長		
委員	藤田 安	社会福祉法人ひつじ理事長		
委員	早川麻由美	社会福祉法人なごみかぜ常務理事		
委員	八谷 礼子	社会福祉法人明和会袋井学園副園長		
委員	石塚 了士	磐周医師会袋井支部 （いしづか小児科・内科クリニック）		保健・医療
委員	山田 英徳	日本作業療法士協会静岡県士会		
委員	増井 達哉	袋井特別支援学校校長		教育
委員	増本 旭	NPO法人視覚障害者サポートネット理事長 （静岡福祉大学 講師）	市長が必要と 認める者	
委員	倉田 裕司	静岡県建築士会西部ブロック中遠地区		

4 用語解説

あ行

一般就労 (P7)

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

意思疎通支援 (P8)

障がいのある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。

移動支援 (P50)

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

インクルーシブ教育システム (P69)

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

NPO (P40 他)

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

か行

居宅介護 (P57)

ヘルパーが居宅において入浴、排泄等の身体介護と、食事の用意、部屋の掃除、洗濯等の家事援助等の介助をすること。

合理的配慮（P1他）

障がいのある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

さ行

施設入所支援（P75）

入所施設で、主として夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うこと。

児童発達支援（P43他）

障がいのある未就学の子どもに日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行うこと。

児童発達支援センター（P43他）

児童発達支援事業に加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障がいのある子どもやその家族からの相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

社会的障壁（P3他）

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

重度訪問介護（P3）

ヘルパーが常に介護が必要な重度の肢体不自由者、知的・精神に障がいのある人の家に行き、入浴、排泄、食事等の介護や、外出時の介護を行うこと。

就労定着支援（P3他）

一般就職した障がいのある人が、職場に定着できるように支援を行うこと。
就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うこと。（平成30年4月から新たに創設）

手話通訳者（P43他）

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

障害児通所支援 (P2他)

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うこと。

障害児通所支援には児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。

障害者基本法 (P5他)

「障害者の権利に関する条約」に基づく、障がい者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者雇用促進法 (P4他)

障がいのある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がいのある人を雇用するように義務づけ、雇用分野における障がいのある人に対する差別禁止等、障がいのある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者雇用率 (P35他)

障害者雇用促進法に基づき、一定割合の障がいのある人を雇用するように義務づけられている割合で、雇用義務のある障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者であるが、平成30年4月から新たに精神障がい者が追加される。

障害者差別解消法 (P1他)

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者自立支援法 (P1他)

障がい者及び障がい児の自立を支援する施策を定めた法律で、障害者基本法の基本理念に則り、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

→障害者総合支援法

障害者総合支援法 (P1 他)

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。

正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
→障害者自立支援法

自立支援医療 (P42 他)

心身の障がいを除去・軽減するための医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。(原則 1 割負担で、所得に応じて月額上限額が決められている。)

「更生医療」(対象：身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人)、「育成医療」(対象：身体に障がいのある子ども)、「精神通院医療」(対象：精神疾患のある人)、「療養介護医療」(対象：療養介護利用者の医療分)がある。

自立生活援助 (P3)

入所施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的・精神に障がいのある人等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間・定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等の適切な支援を行うこと。(平成 30 年 4 月から新たに創設)

身体障害者手帳 (P11 他)

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がい程度に該当すると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳の等級は重い方から 1 級～6 級に区分され、さらに障がい種別により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸又は免疫機能)に分けられる。

生活習慣病 (P34 他)

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常(高脂血症)、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。

精神障害者保健福祉手帳 （ P11 他 ）

精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のあると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障がいの程度により、重い方から1・2・3級がある。

成年後見制度 （ P40 他 ）

知的障がい、精神障がい、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことにより、法律的に支援する制度。

判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれる。

た行

短期入所（ショートステイ） （ P32 他 ）

障がいのある人を短期間、施設に入所（宿泊を伴う）して入浴・排せつ及び食事等の介護をすること。

自宅で介護している人の病気や、休養等を理由に利用することが多い。

地域活動支援センター （ P34 他 ）

施設において、障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し自立した生活を支援すること。

地域自立支援協議会 （ P41 他 ）

障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

特別支援教育 （ P41 他 ）

子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、学校全体で支援する。通常の学級に在籍している障がいのある子どもにも、障がいに配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行う。また、特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりする。

な行

日常生活自立支援事業 (P56)

認知症高齢者・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

日常生活用具 (P60)

障がいのある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類。これらを給付すること。

①介護・訓練支援用具

：特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。

②自立生活支援用具

：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

③在宅療養等支援用具

：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。

④情報・意思疎通支援用具

：点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

⑤排せつ管理支援用具

：ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。

⑥居宅生活動作補助用具

：障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

ノーマライゼーション (P40 他)

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

発達障害 (P68 他)

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障がい。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくいとされる。

バリアフリー (P44 他)

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者 (P44 他)

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

福祉的就労 (P7)

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。（対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等）。

放課後等デイサービス (P67 他)

学校に通う障がいのある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練などを継続的に提供する。

自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りともなっている。

や行

ユニバーサルデザイン (P37 他)

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者 (P36 他)

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

「要約筆記者」(都道府県認定、全国统一試験合格者)と、「要約筆記奉仕員」(都道府県が実施する養成課程修了者)がある。

ら行

ライフステージ (P50 他)

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

療育手帳 (P11 他)

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された人に対して都道府県知事等が交付する手帳。手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定と記載される。地域によっては、手帳の名称や障がい程度の区分が異なる。

袋井市第3次障がい者計画

平成30年3月策定

袋井市 市民生活部 しあわせ推進課

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL : 0538-44-3114 FAX : 0538-43-6285

e-mail : shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp